

法律案(内閣提出第五二号)(参議院送付)

○柳本委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として金融庁総務企画局審議官中江公人君、金融庁総務企画局参事官西原政雄君、法務省民事局長房村精一君及び法務省刑事局長樋渡利秋君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 次に、お諮りいたします。

本日、最高裁判所事務総局中山総務局長から出席説明の要求がありますので、これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

○柳本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。塩崎恭久君。

○塩崎委員 自民党の塩崎恭久でございます。きょうはたつた十五分しかないものですから、単刀直入に質問をさせていただきますと思います。

今回の電子公告制度の導入ということでありますが、この導入にあわせて、知れている債権者に対する個別催告を省略するという簡素合理化を行う債権者保護手続があるわけですね。この債権者保護手続の簡素化というのは、かねてから経済界で非常に強い要望があったわけでありまして、平成九年の商法改正で、とりあえず合併につ

いては個別催告の省略を、官報と日刊新聞紙にすればいいということにしたわけでありましたが、しかし、より一般的に、例えば資本減少などの場合には引き続きやらなきゃいけない、こういうことで来たわけでありまして。

この催告は、競争力強化とかを考えてみると、やはり組織再編の際に企業にとっては非常に多額の費用と負担がかかるということで、やはり我が国企業の国際競争力確保の観点から極めて重要な変更ではないかなというふうに考えているわけでありまして。

今回の法案において、この簡素化を行う必要性と合理性につきまして、まず法務大臣の御見解を簡潔にお願いしたいと思います。

○野沢国務大臣 ITの時代を迎えまして、会社では九割以上の会社がこれを活用し、また家庭でも八割に近い家庭が何らかの形でITの活用をしている、こういう時代を迎えて、司法の世界でもそれに対するやはりアプローチが必要かということとでこの法案が立案された経緯は委員御承知のとおりでございますが、現行法では、株式会社が資本減少等を伴う場合には、債権者保護手続として、官報の公告を行うとともに、知れている債権者に対して個別に催告することが要求されております。

この債権者保護手続における個別催告制度につきましては、かねてから、まず会社にとつて知れているすべての債権者に個別催告をしようとするという莫大な費用と手間がかかる、また二つ目として、個別催告を実施しても資本減少等に異議を述べる債権者が皆無に近い等の問題点が指摘されております。

ところで、債権者の保護手続においては、例外なく官報公告が要求されていますけれども、官報については、現在、紙によるものの発行と同時に、これと全く同内容のものが発行者である独立行政法人国立印刷局のホームページに掲げられておりまして、このいわゆる電子版官報により、官報公告自体も従来より情報周知力を高めていると

言うことができます。

そこで、今回の改正におきまして、資本減少等を行う際の債権者保護手続につきまして、官報公告に加えて、日刊新聞紙公告または電子公告のいずれかを併用する場合には、個別催告の省略を認めるなどの簡素合理化を図ることとしたものでございまして、この改正には十分な必要性と合理性があるものと考えております。

○塩崎委員 今回の催告を要しないことにした理由の一つとして、外国でそんなことはやっていないぞという御説明をしているやに聞いておりますが、例えばアメリカ、デラウェアとかニューヨークとかカリフォルニアとか代表的なところ、あるいはアメリカ以外の、イギリス、ドイツ、フランス、こういったところで具体的な債権者保護手続というのはどうなっているのか、あるいは催告を要求している国というのはあるのかどうか、そして、そもそも債権者保護のために催告を行うべしという考え方が実体ではないんじゃないか、そういった国々では。

その辺についてちょっと、民事局長、簡潔にお願いしたいと思います。

○房村政府参考人 合併あるいは資本減少のときの債権者保護手続に關しまして、アメリカにおきましては、我が国のような公告であるとか個別催告、こういう手続が要求される債権者保護手続は存在していません。一般的に、不当な詐欺的な譲渡がなされたときにこれを取り消すことができるという制度がございますが、そういったものを活用して債権者の保護が図られているというぐあいに聞いております。

次に、イギリス、ドイツ、フランスであります。これらの国においては、合併等の場合に公告が要求されるということはございますが、我が国のように、一律にすべての債権者に対して個別の催告が要求されるという制度はございません。ただ、イギリスにおいては、資本減少の場合に、会社が債権者に弁済するのは十分な資産を有していることあるいは債権者の同意を得ているというこ

と、こういうことを証明できないようなときには個別催告が必要とされるという制度はございますが、極めてそういう限られた場合ということになります。

したがって、一般的に言えば、先進諸国において、我が国のような一般的な形で個別催告を要求するという考え方はとられていないというぐあいに言えようかとは思います。

○塩崎委員 そうだとすれば、今回あくまで個別催告も必要だという前提のもとで簡素化措置というのがとられているけれども、では、何で日本でも、諸外国の今お話しいただいたような形で、催告という考え方がもう要らないという考え方にのつとて立法ができないのか、もし理由があるならばちょっと説明してもらいたいし、では、なぜ外国にその立法例がないんだということをおつとて御説明いただきたいと思えます。

○房村政府参考人 今回、個別催告制度そのものを廃止しないという理由でございますが、一つには、長年にわたつてこのような個別催告の制度が我が国で採用されてきたということがございます。また、官報による公示力というものがございます。また、官報公告しか行わないような会社についてまで個別催告の制度を廃止するということは、やはり債権者保護の見地から問題があるのではないかと。

一方、完全に廃止しようとする、逆に、二重の公告を常に要求するというものになって、会社の負担がふえるというおそれもございまして、それと、特に、例えば不法行為による被害者、こういう者の債権というのを考えますと、これはやはり保護の必要性が高いのではないかと、一般の取引のある債権者と違って、常に公告に注意しろということを要求するのは酷な面もあるのではないかと。

あるいは、例えば、合名・合資会社のように無限責任社員がいるところが組織変更して有限責任しか負わなくなる、こういうような場合に本間に個別催告を一切廃止していいか、そういう点につ

いてはまだまだいろいろ問題もあるのではないかと
いうことから、今回は、周知力の高まるものを併用
する場合に、限定的に個別催告を不要とするとい
う考え方をとったわけでございます。

○塩崎委員 大体、日本の株式会社制度というの
は、数が物すごいというのはいま御案内のとおり
で、会社を形式的につくって、会社でやる方が便
利だということをやっているところが多いわけで
ありますけれども、形式的な資本というものを維
持すること、今、債権者保護というのがありまし
たけれども、言ってみれば、形式的な資本を形式
的に変更することを形式的に通知するということ
が、実態上は実は行われてきたんじゃないのか
という感じがしてならないんですね。

この間、某主要銀行の去年の一兆円の増資のお
話をしましたけれども、実に形式的な資本が日本
というのはいま通り通っているというのが日本の経
済の特徴だと私は思っているんですが、そうなる
と、今も債権者保護の話がありましたが、例え
ば、平成十五年から資本金一円会社というの
が認められるようになった。これは五年以内にま
た条件を満たさばいいということですが、それ
しかし、今の、資本がないと債権者保護ができな
いということであれば、その五年間は保護できな
いという話になるわけですが、それをし
認めてきている。

言ってみれば、債権者に通知するという必要性
も実はフィクションだったのかもわからないな
という感じがするんですね。そうすると、フィク
ションに立脚した形式的な催告そのものが要らな
いんじゃないか、こういうふうにいっていい
んじゃないのかという感じがしないでもない
んですけど、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、最低資本金
の制度については特例が設けられ、また、現在法
務省で検討しております会社法の見直しにおい
ても、その最低資本金をどうするかということが大
きな論点になっております。

ただ、これも、最低資本金制度の機能というの

はいろいろありまして、設立に際して払い込むべ
き金銭の価額を定めるという意味もありますし、
また、剰余金の分配規制における純資産額として
維持すべき額、そういう機能もござります。ま
た、資本として表示することがある額の下限を
決めている、それぞれのそういう機能があるわけ
ですが、それぞれの機能に分解して、それをどう
いうぐあいに位置づけていくかという観点から今
回検討が進められているわけでございます。

そういう意味では、従来の最低資本金を定める
ことによつて今の三つの機能を一つの最低資本金
というもので賄うということではなくて、もう少し
機能的に考えようということになってきており
ます。ただ、その動きと会社の組織の再編等の場
合における債権者保護のための個別催告の要否と
いうのは、直ちに結びつくわけではないだろうと
思っております。

先ほど申し上げましたように、債権者の利益を
保護するために個別催告が必要である場合もある
ということとは否定したいのではないかな、こう
思っておりますが、ただ、今回の改正によりまし
て、さらに個別催告があるいは債権者保護手続に
ついてさらなる簡素合理化ができるかどうかとい
う点は引き続き検討していきたい、こう考えてお
ります。

○塩崎委員 企業法制というのは、今までど
かという、パプルの崩壊後、何しろ緊急対策を
やらなきゃいかぬというようなことがニーズとし
てあつて、その一方で大きな流れとして自由化を
しないといふかぬということ、いろいろな改正が
行われてきたわけですね、議員立法と内閣提出と
両方あわせて。

しかし、やはり企業法制全体あるいは企業文化
そのものを考えてみると、単に自由になればいい
というわけでもないし、その一方で必ずやはり規
律というものがないといけない、こう思うん
です。ですから、そういう意味で、何でもかんでも自

由にすればいいわけではないということは、私は
強く考えながらこれからの改正というのはやって
いかなきゃいけないと思うんですけど、しか
し、少なくとも、事この個別催告の問題につ
いては、どうもやはりグローバルスタンダードから
みて、どうも形式的に守っていることが多過
ぎるんじゃないのかという感じがいたしまし
て、形式的な資本概念を維持するという観点か
ら、債権者保護のために催告が必要という昔から
のロジックを、やはりそろそろこのフィクション
からは離れて現実に合ったものにしていくとい
うことを見据えて、今申し上げた自由と規律とい
うバランスの中で考えていくべきではないのか
というふうに思っております。

特に、来年に向けて会社法の全面的な改正とい
うのをやるということでも今段階の議論をや
っておりますけれども、そういう哲学がとも
大事で、もう形骸化したような哲学はやめて、新
しい自由と規律にのつた法改正というものをこ
れからやらなきゃいけないのではないかな、こ
う思っております。最後に大臣に、今のやり
りを含めて、お聞きになった御感想をぜひお聞
かせを願ひ、日本の経済社会のベースであるこの
会社法、これのこれから現代化の改正を目指して
いるわけでありまして、それを含めて感想を承り
たいと思ひます。

○野沢国務大臣 委員御指摘のように、債権者保
護手続における個別の催告制度は、諸外国の立法
例では珍しいものではございますが、全面的に廃
止をすることにしましては、官報公告しか行わな
い会社につきましても個別催告の制度を廃止して
よいかどうかというところは、債権者保護の観点か
ら、まだ種々の問題があることから、慎重な検討
を要するものと考えております。

電子化の流れはもうとうとうたる勢いになって
おりますけれども、やはり、その波にまだ乗り切
れない方々も残っているということを考えま
すと、しばらくの間は、この両制度のやはり共存
といひましようか、その中でこれからの行き方を

探って検討していくべき課題と考えております。

○塩崎委員 大臣の今おっしゃったIT化の流れ
というのはもう間違いないことではあります、恐
らくより大事なのは、会社法制全体の哲学、筋の
通った哲学だろうと思うので、技術的なことで直
さなきゃいけないことは、これはもう遅滞なくや
りますから、それはやっています。しかし、根本
哲学をやはり考え直していくということを大事に
してこれからもやっていきたい、こう思います。
ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦労さま。
漆原良夫君。

○漆原委員 公明党の漆原でございます。
早速質問に入らせてもらいます。

公告義務の一部撤廃関係についてお尋ねしたい
と思うんですが、この公告義務の一部撤廃につ
いては参議院の質疑ではほとんど行われていな
かったので、この改正点について質問をしたい
と思います。

提案理由説明によりますと、公告に法的効果が
伴わないで、会社等に公告の義務を課する理由に
乏しいと考えられる公告についての公告義務を撤
廃した、こういうふうに行われております。法案
を見ますと、訴え提起の公告については、株主代
表訴訟の場合以外の各種訴え提起の公告の義務が
今回撤廃になっているわけですね。

訴えの提起があつた場合の公告について、株主
代表訴訟の場合とそれ以外の訴え提起の場合と区
別して、後者についてだけ公告義務を撤廃した理
由をお尋ねしたいと思ひます。これは法務副大臣
にお願いいたします。

○実川副大臣 会社関係訴訟のうち株主代表訴訟
につきましても、会社が和解に応ずる場合には総
株主の同意が不要とされております。そのため
に、原告である株主が被告であります取締役等に
有利な内容で和解をするというなれ合いが行われ
るおそれがございます。
現行法におきましては、株主代表訴訟が提起さ

れた場合には会社に当該訴えが提起された旨の公告または通知を行わせることとされているのは、このような事態を防止するためでありますから、今回の公告義務の見直しに当たっても、公告または通知の義務は維持することとしたものでございます。

これに對しまして、その他の各種会社訴訟の訴え提起の公告につきましては、公告に株主代表訴訟の場合のような特別の意義はなく、また、公告の有無は判決の効力に何ら影響を及ぼさないものでありますので、会社に費用を負担させてまでもこのような公告を要求する理由に乏しいと考えられます。そこで、これらの各種会社訴訟の訴え提起につきましては、公告の義務を廃止することとしたものでございます。

○漆原委員 そうはおっしゃっても、訴訟の中に、例えば、株主総会決議の取り消しだとか、あるいは合併が無効だとかいうふうな訴えがあるわけですね。これは株主に対してみれば大変な利害関係を有するんじゃないかと思いますが、今回、こういうものについても公告の必要はない、こういうふうになっていきますね。これは株主に不当な不利益を及ぼすことになるんじゃないかというふうに議論があつたかもしれませんが、その辺はいかがでしょうか。

○房村政府参考人 会社関係の訴えを大きく分けますと、株主総会等の決議の無効あるいは不存在確認と、それ以外の取り消し等の訴えということに分けられようかと思ひます。

この大きく分ける理由は、決議の無効あるいは不存在確認の訴えの場合は、提訴権者に特段の制限がございせん。一方、取り消し等の訴えについては、提訴権者が法律で決められております。主な提訴権者としては、御指摘の株主、あるいは取締役等の会社役員、管財人であるとか、それから合併や何かの場合の、そういうものを承認しない反対の債権者、こういった者が提訴権者として法律で定められております。

これらの人について見ますと、会社の機関の、

例えば取締役等につきましては、訴え提起の公告がなくとも当然決議の内容も知り得るわけでございますし、改めて公告をする必要性は乏しいのではないかと。株主につきましても、株主総会の招集通知等がございしますので、こういった決議がされるということとは当然知り得る地位にあります。また、合併等に反対の債権者の場合は、そもそも反対しているわけですから、それはもう当然内容は承知している。そうしますと、このように提訴権者が限定されている訴えについて見ますと、その提訴権者になり得る者については、当然問題の決議の内容等を知る機会も保障されている、その場合に、さらに改めてわざわざ公告をしなければならぬ必要性は乏しいのではないかと、こういうことが言えようかと思ひます。

一方、株主総会の決議の無効とか不存在確認になりますと、そういった提訴権者の制限がございせんので、今言ったような知り得る立場にある会社の機関とか株主以外の者が訴えを提起する可能性もあるわけでございます。

ただ、そういういわば会社と特別の地位にない一般債権者の方が多かろうと思ひますが、そういう方で、そもそもそういう訴え提起に関心を持つような人であれば、そもそもそういう情報を手に入れているのではないかとも思われますし、また、このような提訴権者に制限のない訴えについては、提訴期間の制限もありませんし、他の人が訴えを起して棄却された場合に、その棄却判決に對世効がありませんので、みずからまた訴えを起すということも可能でございます。そういったしますと、こういう方々に公告をして、訴えが提起されているということをわざわざ知らせるまでもなく、みずから行使をしなければいけません。このように関係にありますので、今回の公告を廃止したことによって特に不利益をこうむるといふことはないのであろう。

そう考えますと、全体として、会社にわざわざ費用を負担させてまで公告をさせる必要性は乏しいだろうということで、今回は、こういったもの

については公告を廃止することとしたものでございます。

○漆原委員 もう一点、三百九条第二項の社債管理会社。これは、従来、社債の管理会社が弁済を受けた場合は、公告と、特に、知れたる社債権者に対しては各別に通知するということが条文化されておたつたわけですが、従来、公告、通知する義務があつたけれども、今回、全部、公告も通知も撤廃したというふうになっていきますね。これはどういう理由によるんでしょうか。

○房村政府参考人 社債管理会社が置かれている場合には、当然、社債管理会社から社債権者に対して償還手続や利息の支払い手続がとられるわけでございますが、法律で、この社債管理会社が弁済を受領した旨の公告あるいは通知をするように要求していますが、これがあつたからといって、特段支払い手続等に影響があるわけではありませぬ。

一方、社債権者とすれば、社債管理会社が置かれている場合には、その商号、償還、利息支払いの方法及び期限は、社債の申込証であるとか社債券及び社債原簿の記載事項にされておりますので、当然に承知をしている事柄になります。したがつて、社債権者にとつて、償還及び利息の支払いを受けるために必要な事項を知る機会には十分に確保されているということで、改めてこの公告及び通知をするまでもなく知り得る、あるいは現に知っているということが多い。実際の運用を伺つても、実務上行われぬ場合が少なくないといふぐあいには聞いているわけでございます。

そのようなことから、わざわざ公告及び通知をするようにと要求する理由は乏しいと考えられますので、その義務を今回撤廃したということでございます。

○漆原委員 次に、短期間の公告の中断が生じた場合の救済措置について質問をします。

この間、参議院の質問で、答弁では、ウィルスで公告内容が消去されたり改ざんされたりした場合には備えて、百六十六条ノ二第二項の救済規定を

設けたというふうな答弁がなされておりますが、このような公告の中断についての救済規定を設けますと、その期間内にたまたま公告のホームページを見た利害関係人に、ないわけですから、あるいは違つた内容が公告されているわけですから、不利益になるということとは十分予想されますが、そういうことについてはいかがお考えでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、特に公告が改ざんされているというふうな場合には、改ざんされているものを見た人がそれをそのまま信用してしまつたというおそれがあるわけでございます。欠落している場合には、法務省の方のリンク集サイトにもその期間載つていないはずだということなどもわかりますので、ある程度気がついていただけるのではないかとと思つておりますが、確かに改ざんの場合には誤解をしようと思つておられるのは否定できないだろうと思つております。

ただ、そう多くはないと思ひますが、そういう改ざんがあつたら一切公告として無効にしてしまつて、もう一度全部やり直さなければならぬということになりますと、影響するところが非常に大きいわけでございます。それと、極端な話、官報や日刊新聞紙における公告の場合でも、内容が誤ることはあり得るわけでございますし、そういう場合には訂正公告を発刊するというところで対応するということになつておりますので、やはりそういう改ざん等に対しても、迅速に気がついて訂正をしたような場合に、すべて無効にしてしまふというのではやはり酷ではないか、そういう場合には一定の範囲で救済をすべきではないかと。

また、訂正公告もその後ずっと掲載されるわけでございますので、その最初に見た方が念のため確認をして気がつくということも十分あり得るだろうと思つておりますので、そういった意味では、今回の救済措置のように、期間を限定し、かつ、気がついたときには訂正公告を直ちに出示して、そういう場合に救済するんだということにすれば、被害を受ける方というのは非常に少なくな

るだろうとは思っております。

完全にゼロになるかと言われると、それはありますが、やはり制度全体を考えますと、この程度の救済措置を講じないと、公告制度そのものの円滑な運用ということからすると難しくなるのではないかと、こういうことを考えたわけでございます。

○漆原委員 公告の中断が公告の効力に影響を及ぼさないための要件として、中断が生じた期間が全体の十分の一を超えないということが要求されておりますけれども、公告期間の長さによつて、この十分の一というのは相当長期になる場合が予想される場合があるわけですね。参議院でも質問がなされておりますが、改めてこの十分の一という期間設定の合理性についてお尋ねしたいと思ひます。

○房村政府参考人 公告が中断する理由としては、先ほどの指摘がありましたような改ざん、いわゆるハッカー等による改ざんというものもありますが、一番あり得るのは、やはりサーバーのメンテナンス、そういったものを定期的にを行うためにその間中断するという場合が多いのではないかと思っておりますが、これは、公告期間が長期になれば、当然そういうメンテナンス等の必要性も合計して長期になるということが考えられますので、やはり中断期間を定める場合には、画一的に中断期間を何日あるいは何時間とするよりは、公告期間に応じたものとする方が合理的だろうと思っております。

また、パブリックコメント等でいろいろ聞きましたが、やはりある程度の期間が欲しいという声も出ておりまして、そういうことを総合いたしますと、掲載期間中の九割、それが掲載されていれば、通常アクセスする場合にはほとんど見れるわけでございますので、その程度の数字で、しかも、これを故意あるいは重過失というようなことで、公告をいいかげんにするためにやっているような場合には期間の長短にかかわらずこれは認めないわけでございますので、やはり重過失がない

ような場合、あるいは正当な理由がある場合であれば、その程度の期間について救済をしても、見る方々にとつてもそう大きな不利益を及ぼすことはないのではないかと、こう考えております。

○漆原委員 時間がなくなりました。最後に大臣に、今回の公告の中断の救済規定を設けた、このことについては大臣の見解をお尋ねしたいと思ひます。

○野沢国務大臣 電子公告は、インターネットを利用して公告をホームページに掲載して所要の目的を達しよう、こういうことでございますので、サーバーのダウンとか、公告期間中に公告内容の情報がホームページに掲載されなかつた期間が生じた場合、あるいはハッカーによる公告内容の改ざんなどによつて公告内容とは異なる情報が掲載されてしまつた期間が生じた場合には、何らかの救済規定を設けない限り、公告自体が無効となつてしまふことが考えられます。

しかしながら、公告の中断が生じた期間が全体の公告期間に占める割合がわずかであつたり、またそのことについて公告をする会社に大きな落ち度がないような場合にまで一律に公告を無効としてやり直しをさせることは、会社にとっては酷でありますし、また株主等の公告の名あて人初め関係者を混乱させることにもなりますので、電子公告制度の利用をちゅうちょさせる要因にもなりかねません。

そこで、公告の中断について、所定の要件を満たす場合には公告の効力に影響を及ぼさないとする救済規定を設けたものでありまして、この規定には十分な必要性と合理性があるものと考えております。

○漆原委員 どうもありがとうございます。以上で終わります。

○柳本委員長 御苦労さま。

山内おさむ君。

○山内委員 会社の自由裁量を極力認めて経済活動を活発にしようという考慮があるとすれば、今回採用しました電子公告の規定についても、調査

会社を設けることまでの必要もなく、あと欠陥があれば最後は訴訟で解決するという道もあるわけですから、もう少し自由に、電子公告のみで、自己責任の名のもとに法案を組み立てるということもできたと思うんですが、この点について伺いたいと思ひます。

○実川副大臣 官報や日新聞紙によります公告の場合には、印刷物が残るためにいつどのような公告がされたかは客観的に明瞭でございます。

これに對しまして、電子公告は、公告ホームページへの掲載が終了してしまふと、いつどのような公告がされたかにつきましては客観的資料が当然には残らないために、公告が適法に行われたかどうかを検証することが困難になります。そのために、電子公告が適法に行われていないにもかかわらず、それを行つたとして手続が進められ、多数の利害関係者に不測の不利益を生じさせるおそれがございます。

そのような事態の発生を防止するためには、会社の自己責任にゆだねるのではなくして、第三者であります調査機関による調査を介在させる必要があることから、本法律案では調査機関制度を設けることとしたものでございます。

○山内委員 だとすると、検証可能な客観的な証拠が残るようになるために調査機関をつくつたというふうに理解するんですが、もしそうだとすれば、今度は調査機関が一生懸命きちんとした仕事をしてくれることが保証されないといけないわけで、いろいろな義務を課することになると思うんです。

例えば調査会社には、調査委託をした会社に対して、その調査結果について遅滞なく報告をするという義務を課しておりますけれども、まずこの点について伺いたいと思ひます。

○房村政府参考人 御指摘のように、調査機関には調査委託者に対して調査結果を通知する義務を課しております。

これは、先ほど副大臣から御答弁申し上げましたように、今回の調査機関の設置が、公告が適正

になされたということに関する客観的な証拠を後のために残すということを主眼に置いておりますので、調査した結果を調査委託者に対して通知をしていただきます。調査委託者とは、そういう調査結果を、例えば合併とか株式併合などの場合には、公告をしたことを証する書面が登記申請の添付書類とされておりますので、この調査結果の通知を公告をしたことを証する書面として利用することができ。登記所においても、このようない法律で定められている調査結果の通知であればその内容等についても信頼ができるということになりますので、そういう意味で、調査機関設置の趣旨をより生かすためにこのような義務を課しているわけでございます。

そういう登記申請添付書類となる場合以外の場合でありまして、このような法律に基づく調査結果の通知ということであれば、後日紛争が生じたときの証拠資料としての価値も高いということにならうかと思ひます。

○山内委員 調査機関は、例えば一カ月間の期間調査しなければいけないというときには、どれくらいの割合で委託会社のホームページを見る責任があるんでしょうか。

○房村政府参考人 これはまだ確定しているわけではございませんが、やはり、今考えているところでは、六時間ないし八時間程度に一回はアクセスをしていただく。これは、調査会社とすれば、当然そういったプログラムを開発いたしましたので、自動的にあらかじめ届けられていますアドレスにアクセスをして、そのホームページを見て、その掲載されているファイルとあらかじめ届けられた公告内容のファイルとをこまめに比較する、そういう作業をすることにならうかと思ひます。

○山内委員 もし八時間だとすると、ホームページを見た時点から以前の七時間五十九分と、以後の七時間五十九分と、それを足した数字が公告をしていなかった期間ということになるんでしょうか。どう考えたらいいんでしょうか。

○房村政府参考人 例えば八時間置きにということであれば、ある回に見たときにそのファイルが掲載されていないというときに、最長十六時間掲載されていない可能性がある、そういうことはあり得ると思いますが、一般的に言えば、例えば占有で前後あれば真ん中が推定されるのと同じように、調べた期間で、特にアクセスしたときに常に確認できれば、それはその間は推定できるんだらうと思います。

ただ、申し上げましたように、アクセスしたときに、たまたまそのときに掲載がされていない、こういうことがあれば、そのときの中断期間としては最大限、例えば八時間に一回であれば十六時間掲載が中断していた可能性がある、そういうことにならうかと思っています。

○山内委員 それから、調査機関に対しての費用はどれぐらいになるんですか。

○房村政府参考人 これはまさに調査機関と依頼者との間で決まる事柄ということになります。

○山内委員 調査機関が六時間、八時間ぐらいの間隔で調査をする、帳簿等の備えつけも厳格な適用が要求されているということからすると、調査機関に対しての報酬はそう軽くない、金額が少額ではないような気がするんですが、この電子公告を採用した趣旨が、簡便でコストも安いという採用理由から考えると、もう少し調査会社への金額面については、例えば大手の新聞社よりもこうなりそうですという具体的な基準を考えているのかあったんですか。

○房村政府参考人 今回、調査機関を登録制というようにいたしておりますのは、一定の基準を定めることによりまして自由に参入をしていただく、そこで経済原理に基づいた競争がなされることによって、調査費用もいわば競争の結果低くなっていくのではないかとこのことを考えているわけでございます。

これは、どういうところがどのような体制で調査をするかということによって当然コスト面は違つてようかと思いますが、基本的に、例えば

従来からコンピュータ等の設備を持っているところであれば、新たな投資としてはソフトウェアの開発という程度で済むわけでもありますので、そういうところであれば、それほど高額の費用を請求しなくてもコスト的に成り立つということは十分考えられようかと思っています。

我々とすれば、具体的な技術進歩の速さということまで考えますと、こちらで調査費用としてどういう水準というように示すのではなくて、まさにそういう経済合理性に基づく当事者の活動によって費用が低廉になっていくということが望ましいのではないかと、こう思っています。

〔委員長退席、下村委員長代理着席〕

○山内委員 例えば一カ月間の公告期間が必要だということに、最初、ホームページで立ち上げた画面と、それから二週間ほどたつて見た画面とが違つたときには、調査会社にはどういう義務がありますか。

○房村政府参考人 画面が違うというのは公告内容が変化してしまつていくということかと思いますが、調査会社の調査というのは、まさに、あらかじめ届けられた公告内容と、それから自分が調査したときに現実にインターネットで閲覧できる公告内容が一致しているかどうかを調査いたします、それを調査結果として通知をするということになります。

ですから、もし一致していなければ、何月何日にアクセスしたときにはあらかじめ届けられた公告内容と違つたものであった、こういう調査結果が結果の通知として行くということになります。

ただ、そういう、仮に何か違つたときに直ちに依頼会社に連絡をするかどうかというのは、まさに調査依頼の契約内容によるのではないかと。常識的に考えれば、中断があつたり公告内容が例えば改ざんされて違つたりしていることに調査会社が気がついたら連絡してくれということに当然依頼会社としては当初の調査依頼契約の内容として盛り込むのではないかとと思われれますが、それはまさに当事者の関係ということになります。

○山内委員 そうすると、改ざんについての発見あるいは委託会社への報告通知義務というのは、この法律上は読み込めなくて、委託会社と調査機関との間の個別の契約に頼る。しかも、その内容については契約内容に盛り込むかどうかは契約当事者の自由であるということになるわけですか。

○房村政府参考人 基本的に、電子公告をする場合に、その公告を継続して同一のものを掲載し続けるというのは公告をする会社の義務であるわけ、通常は、当然、サーバーのメンテナンス等できちんとして、それが中断することのないように、あるいは改ざんをされることのないように配慮を払っているはずでありますし、また、改ざん等がされた場合に発見できるような措置も講じているんだらうと思います。

調査会社の役割は、あくまで、その公告がきちんとされているかどうかということをチェックして、それを客観的な証拠に残すということが、この法律が予定している調査会社の役割でございます。

ただ、気がついたときにそれは連絡をしてくれというのは、普通、調査を依頼すればそういうことは多分期待するでしょうし、そういう内容が盛り込まれるのではないかと思っています、あくまで、この法律で調査機関に期待している役割は、その公告が客観的にきちんとされたかどうかという証拠を残してもらつて、そういうことでございます。

○山内委員 ですから、合併なら合併の公告が、その内容が改ざんされようが改ざんされまいが、載つて、八時間置きに見て、この委託会社がした公告の内容が載つていてということだけについて法律では予定して、あとは当事者の問題だということになれば、それはやはり、調査会社の能力がきちんとしていないと、私は信頼性に欠けると思うんです。

例えば、調査会社が一カ月間の間の二週間で倒産したときにはどういふふうになりますか。

その後の確認ができなくなつてしまつた、こういう場合ですか。

基本的にはそういうことのないように、調査機関の例えば財務内容等を明らかにさせて、それをチェックして利用していただくという仕組みにしているわけですが、万一そういうことが起きた場合には、それはやはりそういう調査機関を選んだところとして、その調査結果がないということになります。したがって、他の何らかの手段でその公告が要件を満たしているということを立証していただく。例えばみずからのサーバーのログをとつておいて、そういったものを使って法定の期間きちんと公告をしているということを立証するということにならうかと思っています。

その場合に、その調査機関が倒産してしまつたために結果通知が得られないということであれば、それ以外のそういう立証を認めるといふことにならうかと思っています。

○山内委員 しかし、その結果通知というのは、公告の期間が満了して、一カ月間何事もなかったですよという通知を出すという形を当然の前提としていてからですから、倒産の場合に、一カ月要求されている公告期間中に二週間目で倒産したからといって、その二週間目の結果通知義務というのはないでしょう。

○房村政府参考人 いや、ですから、その調査機関が調査途中で倒産してしまつた場合には、公告の要求されている期間すべてについての調査結果というのは得られないわけでございます。

私が申し上げたのは、そういう調査結果が得られないからといって、法定の期間公告をしていない場合に、その公告が別に無効になるわけではありませんで、ただ、その立証手段として、法律が予定している最も確実な調査機関の調査結果というものが利用できなくなるわけでございますが、だからといって、その公告が有効にされたということを他の手段でおよそ立証できないというわけではありませんで、そういうものが利用できなくなつた場合には、その会社の方で、そういった

ログであるとかその他のものを利用して、そういうことを立証していただくことになるであろうというのを申し上げたわけであります。

また、調査機関を利用する会社としては、そういうことを避けたいということで、今回の法律で、調査機関等に財務内容を開示させるというようにも要求して、適切に選べるように、そういうリスクのないところを選べるようにという配慮はしているわけでございます。

○山内委員 どんな決算内容のいい会社であっても、今の経済状況のもとではわからないわけでしょう。それに、新しい会社というか調査機関という仕組みを立ち上げるわけですから、それこそ、どれぐらいの採算があるかという収入がないかと思えますし、倒産した場合についてのことも議論して法案を出すべきだったんじゃないかと今議論して思います。

それからもう一点は、委託会社が調査機関を変更する権利はあるんですか。つまり、一カ月間のうちの半分ぐらいのときに、どうしてもその調査機関というのは不十分なのでかえたい、そういう権利はありますか。

○房村政府参考人 こちらとしては、公告をする事前に調査機関に調査の依頼をしていただく、その調査機関に対して、公告のアドレスであるとかその期間であるとか、そういったものを申込書に記載していただいて、また、調査機関の方からは、そういった内容をあらかじめ法務省の方に知らせていただいて、法務省のホームページのリンク集に登録をする、そういう形で運用を考えておりますので、基本的に、公告期間中に調査機関がかわるといようなことは、この法律では想定はしてありません。

○山内委員 非常に想定していないことが多い。ちよつと例を挙げますと、例えば四百六十二条の第三項では、法務省令で定めるところによりという文字が、その三項という一つの項だけで二カ所出てくるんですね。それから、もつとひどいのは、四百七十一条に、「調査機関は、法務省令で定めるところにより、」云々と、この一項だけで三カ所、「法務省令で定める」「法務省令で定める」「法務省令で定める」というような記載が出てくるんですが、これは、法案をつくっていて、ちよつとみつもなくなかったですか。

○房村政府参考人 私どもとしても、いささか、法務省令で定めるところが多過ぎるのではないかと、そういう指摘を受けますとそういう感も持つわけでございますが、ただ、例えば四百七十一条で言っております、法務省令で定めるところにより帳簿を備えようというのは、これの中には、備えつけ期間、保存期間ですね、これをどうするかというようになことを定めるつもりでございますが、これを法律で書きますと、特にこういう電子的なものについての技術進歩を考えると、保存期間等についても状況の変化に応じて変えていかなければならない場合も当然あるだろうと思えますので、これはやはり省令で決める方がふさわしいのではないかと。

また、電子公告調査に関し法務省令で定めるものを記載しようという、その記載すべき事項についても、今後の公告の運用状況を見ながら、場合によっては省令で変えるということもあり得ると思っておりますし、また、帳簿に準ずるものとして法務省令で定めるものという、これは現在のところCD-ROMであるとかDVD-Rを考慮しておりますが、今後、新しいものが当然出てくることもあり得るだろうと思えます。

そういういたしますと、やはり特にこの分野については変化が激しいものですから、そういうときに、法律の本文で規定をして、そういう技術変化に対応するたびに法令改正を行わなければならないというのとはなかなか大変ではないか、そういう点は省令で迅速に対応したい。そういう考慮をさせていただきますと、だんだん法務省令がふえてしまつて、確かにこの条文だけを見ますとわかりにくいという御指摘を受けるのももつともかなとは思っておりますが、実際の運用に当たりましては、当

然この省令等の内容を国民にわかりやすい形でお示しをして、現実に使うときにその不便の生じないような配慮をできるだけしたいと思っております。

○山内委員 調査機関が委託会社から電子公告の調査を依頼されたというときに、何かの手違いで法務省の公告リンク集に掲載をしないか、そのために利害関係人が法務省のリンク集を見ることができなくて、電子公告も結局見ることはできなかつたという場合に、一般債権者あるいは株主に對してはどが責任を負うことになるんでしょうか。

○房村政府参考人 今回、法務省のホームページに公告のリンク集を設けるということとしたのは、これは行政サービスとして、やはり債権者あるいは株主等が公告をする会社のホームページを各別に探していくというのはなかなか大変ではないか、こういうことから、法務省のホームページに集めて、そこを見ればわかるようにということを考えているわけでございます。

これは法律上の義務ではありませんが、やはり、そういうリンク集を見ればわかるという国民の信頼というのは当然あると思えますので、法務省のリンク集に掲載されなかつたということ、最終的に公告をその方が見れなかつた、あるいはそのことによって具体的に損害が生じた、そういうことについての相当因果関係が認められ、かつ、公告リンク集に掲載されないことについての故意あるいは過失があるということになれば、損害賠償責任を負うということもあり得ようかとは思ひます。

○山内委員 もし、調査会社が法務省、法務局に連絡をして、法務局の方でそれをリンクサイトに載せていなければ、それは法務省が国家賠償責任を負うという理解でよろしいんでしょうか。

○房村政府参考人 通知を受けるのをオンラインですることとしておりまして、それについては自動的に加工してホームページに掲載するというような仕組みにするつもりでございますので、通知

があれば載らないということはほとんどないとは思っておりますが、万一、そういったことについてこちらの過失でリンク集に載らなかつた、しかも、リンク集に載らなかつたということと債権者等が公告を見れなかつた、そしてそのことによって損害が生じた、そういうことに相当因果関係があるということであれば、国家賠償責任を負うということもあり得ると思っております。

○山内委員 ホームページについて、例えば電子公告を行うホームページを、ホームページアドレスを複数つくつて、一つが認められなくなつてもほかのページが見られるようにしておくことも安全策の一つかと思うのですが、この改正案ではそういうことは予定していることなんでしょうか。

○房村政府参考人 そういうことは、いわば万全を期して行いたいということであれば可能ではあります。ただ、電子公告をする場合のURLを登記していただいておりますので、登記をしたURLから必ずリンクがされているというその必要性はございますが、具体的な公告を掲載するホームページが複数あつても、登記事項となつておりますURLからいづれもリンクが張られていけば、それは公告として有効に掲載されているということになります。

○山内委員 結局、侵入者によって書きかえられるということを非常に心配するものですから聞くんですけれども、もし書きかえられて間違つた情報を信じた利害関係人は、ハッカーですか、そういう侵入者に対して損害賠償を求めたり、あるいは刑事上の制裁についてはあるんでしょうか。

○房村政府参考人 もちろん、ハッカー等が特定できて、その人間が改ざんしたことと債権者に損害が生じたこととの間に因果関係があれば、それは民事上の損害賠償をするということは可能ではないかと思ひます。

それから、刑事的なものとしては、これももちろん事案によるわけですが、いわゆる不正アクセス禁止法に違反するということ、あるいは電磁的記録の不正作罪であるとか電子計

算機損壊等業務妨害罪、こういったものに該当する可能性はあるかと思ひます。

○山内委員 大臣、最後にお聞きしますけれども、結局、調査機関というのは、今までにない新しい仕組みをつくるわけなんです。その調査機関について、もちろん信頼がないといけません。調査機関が十分に機能するためには、調査機関に、先ほどから出ています、財務内容をしっかりと出させて、帳簿等についての備え置き義務を設けるということはもちろん当然だとは思ひますが、そのためには法務省が適切に監督を行うこともやはり必要だと思ひていますが、この点について大臣の御所見を伺ひたいと思ひます。

○野沢国務大臣 委員御指摘のとおり、この調査機関制度は、適法な電子公告が行われることを確保するために極めて重要な制度であります。そのために、この法律には、調査機関が登録基準に適合しなくなった場合のための適合命令、さらに、電子公告調査の方法に問題がある場合の改善命令、また、調査機関が電子公告調査を行う義務等の各種義務に違反した場合等の業務停止命令、登録取り消し、さらには報告徴収、立入検査等の法務大臣によるさまざまな監督権限に関する規定が置かれておるわけでございます。

この法律が成立し、施行されました場合には、これらの監督権限を必要により適切に行使しまして、適法な電子公告が行われますよう、万全の配慮をしてまいりる所存でございます。

○山内委員 終わります。ありがとうございます。

○下村委員長代理 永田寿康君。

○永田委員 民主党 無所属クラブの永田寿康でございます。

まず、ちょっと出張していただいたので、金融庁の方々にお越しをいただいておりますので、そちらの質問を先におきたいと思ひます。

今回の法案は、電子公告法案と言われまして、要するに、今まで官報や新聞公告などで行ってきた各種の情報提供について、インターネットの

ホームページでもできるようにするという法案であります。広い意味で考えれば、これは、株主や、あるいは利害関係人、債権者等々、あるいは企業の顧客などに対する情報提供という意味で、ガバナンスにも大変影響があり得る法案だといふふうに思ひています。

特に決算については既にインターネットでの公開が認められていていますが、インターネットで完全に、迅速に公開をするというのは意義深いことではあります。意味のない情報を公開しても意味はないわけでありまして、ですから、企業の決算が、非常にわかりやすく、そして明白な基準で、意義のある情報が的確に届けられることが、これが大事なことだといふふうに思ひております。

しかしながら、そういう観点で最近の企業決算を見ておきますと、特に金融関係で見逃しがない事件が多発をいたしております。昨年は足利銀行や、りそな銀行が事実上の破綻。りそなは破綻じゃないといふふうに金融庁はおっしゃっているわけですが、ユーザからしてみれば、事実上破綻に近いような印象を受ける事件がありました。そして、ことしになりました、UFJが決算の見直しを発表しておりますけれども、これも、当初、一千数百億円ですか、黒字になるといふようなものだったのが、二回にわたって下方修正をされて、四千億円余りの赤字となる、そして、これがいわゆる三割ルールに抵触をして、幹部が事実上更迭に追い込まれるといふような事態に立ち至っております。

果たして、企業の株主あるいは債権者、利害関係人等々から見ると、このような決算といふのは一体何なのかというふうに感じている方がいらつしやると思ひます。

まずは第一段目として、このUFJ銀行の決算について、なぜこのような事態に至ったのか、経緯を簡単に説明していただきたいと思ひます。

〔下村委員長代理退席、委員長着席〕
○西原政府参考人 御説明申し上げます。

今回のUFJの決算、この過程において、一回、四月二十八日に業績の予想修正、下方修正をした。さらにその後、五月二十四日になって決算短信を発表したということ、そのときには、今御説明がありましたように、四月二十八日の段階では黒字で浮いていたはずだ、それが最終的に、五月二十四日の段階では大幅に、四千億を超えるマイナスになっている。こういうようなことで、それはどういふことなんだ、こういう御指摘でございます。

四月二十八日それから五月二十四日、いずれの開示につきましても、東京証券取引所のいわゆる適時開示規則、これに基づいて発表しております。

そうした中で、今回このように大幅な修正を行ったのは何だろうということでございますが、UFJの発表を聞いてまいりますと、不良債権の半減目標を達成するために何をすべきかというのを真剣に議論した結果、半減目標を完遂するためにはあえて引当金をふやすことが、銀行にとつても株主にとつてもメリットがあると判断して実施に踏み切った結果、大幅な下方修正となった、こういうことを説明しております。

すなわち、若干補足いたしますと、不良債権の半減目標を達成すると申しますのは、我々は、金融再生プログラムに基づきまして、平成十四年三月期の不良債権比率、これを平成十七年の三月期には半減させようということで、実はその十七年三月期といふとあと一年しかない、こういう状況に至っております。したがって、この半減目標に到達するためには、今何をすべきかというのを真剣に考えた、これは引き当てもっと積み増さなきゃいかぬ、こういうふうな判断に至つた、こういうことよろしいでしょうか。

○永田委員 半減目標は、これは金融再生プログラム、つまり政府サイドの話でありますから、これに従うのが株主と銀行に対するメリットになるんだという判断をした、自主的に判断をしたというところで、金融再生プログラムのスケジュー

ルに合った決算になるかどうかというのは、金融庁の当然の関心事項だといふふうに思ひます。

これは、大きく分けて多少の黒字の決算と大きな赤字の決算と、二種類とは言ひませんが数字は出ているわけで、この二つについて、両方とも当局は関知をしていたんですか。つまり、UFJからの説明というのは、黒字のときにもやはり受けていたんでしょうか。

○西原政府参考人 私ども、まず流れといたしましては、四月二十三日に検査結果が通知されております。それで、その検査結果を通知したタイミングで、我々としては、その検査結果がちゃんと反映されるようにということ、それについての報告を求めます。報告徴求という形で、一方では銀行法二十四条に基づいた手続をとつてございます。

そうした中で、UFJが発表しましたのは、検査結果通知を受けた後、数日たった四月二十八日の段階で、それは彼らの判断として、こういうふうなことになるというところで、検査結果を全部織り込んだ結果、四月二十八日の段階ではこういうふうになりましたというのを自主的に発表しましたものでございます。

一方、五月二十四日の段階においてはどうかと申しますと、四月二十八日の段階では決算取締役会ということで一回やりまして、そこで書類等を作成した上でそれを監査法人に託します。そこで、監査法人がチェックを今度はしていく。それで監査法人のチェックも受けながら、五月の二十四日に向けて決算を取りまとめていく。それで五月二十四日に、その結果として、決算短信という形で発表になった、こういうことでございます。

○永田委員 株主や利害関係人や、あるいは私のように金融業界をそれなりにウオッチしている立場からすると、非常にわかりにくいというのか、これがすべて正しい手続にのっとって行われたというのであれば、これは東証の適時開示に従つて世に広められた、開示された当初の決算方針という

ものは、有害無益というか、人心を惑わす以外の効果はほとんど発生しないのではないかとこのように私は思っています。

これは、制度に問題はないのでしょうか。決算の安定性、予見可能性という観点から見ると、こういうような事件というのは極めて例外的なことだとは思いますが。しかし、例外的なことであっても、これは大きな数字の変動があるようでは、例外的な場合には制度上の欠陥が露呈することがあり得るのではないかとこのように見るのが僕は正しいことだというふうに思っているんですけども、これはやはり、今まで行ってきた手続というのは、株主の権利の保護あるいは予見可能性、こうした観点から見て正しいもの、適切なものだというふうにお考えでしょうか。

○西原政府参考人 決算を作成する過程において、ある時点ではこういうような下方修正が必要だということと発表したが、それが一ヶ月をたないうちにまた別の判断に至った。こういうことにおいては、やはり経営上何らかの判断があつてなされたものというふうに理解しておりますが、その結果として、今御指摘のようにこういうような大幅な下方修正になったということについて、頭取の方も発言していることですが、このために投資家に迷惑をかける反省しているというような発言もしております。ただ、一方で、投資家に対してうそをついたつもりはない、こういうような説明もしているところですが、そういう観点で、それでは制度上何か問題はないのかという御指摘でございました。

それで、実際のところ適時開示の規則というのはどういふ場合に行われなければならないかというのを書いてあるわけですが、一つは、決算の内容が定まったとき、五月の二十四日に決算短信として発表したのほかにこのタイミングでございす。もう一つは、売上高、経常利益もしくは純利益において公表された直近の予想値と新たに算出した予想値または決算との間に一定以上の差異が生じた場合、この場合には直ちにその内容を開

示しなければならぬ、こうされているところでございます。

今回、そういうような形で二段階にわたって適時開示がなされたわけですが、實際上、その間に於いて、実は五月の十七日と五月の十九日に新聞報道でいろいろな報道が出ました。もっと大きく下がるのではないかと、あるいは住友信託との関係で何か新しいことが起こるのではないかと、そういうような報道がなされたものから、そのタイミングにおきましても同行に、その業績に関する記事が掲載されたものから、東京証券取引所の方では、そういったことについての事実関係はどうなんだということ、U F J に対してもそれを確認しております。

確認したところで、いずれの段階でも、五月二十四日付の決算発表に向けて現在精査中であるが、現時点では詳細な数値は確定していないという旨の回答を行って、その旨も適時開示をされております。そのような形で、情報はその段階、その段階で適時開示するというようなことになっております。

一方で、投資家保護という観点からは、証券取引法という、そこでの投資家保護に対する規定はあるんですが、その場合には、いわゆる事業年度経過後三ヶ月以内に有価証券報告書を提出する義務がある、上場企業についてはそういうことになっていくわけですが、臨時報告書によって業績予想を開示するということは求められておりません。証券取引法上は、そういうふうな形になっている。一方で、東証の適時開示のルールでは、今御説明したような形で直ちにその内容を開示しなければいけないという規定もある。

そういったことで、実際上は、業績予想につきましましては、いろいろな経済状況の変化とかあるいは経営判断、いろいろなことがあつて、そこにある程度予想として差異が生ずるのやむを得ないというようなこともございまして、その業績予想修正が、予想が大幅に乖離したということ自体に問題があるというふうな取り扱いには東証とし

てもしていないというふう聞いております。

○永田委員 判断の流れといましようか、決算を作成する上での判断の流れ、情報開示の流れについてはおっしゃるとおりなのかもしれません。が、やはり、根本的な問題として、債務者区分が余り明瞭でない基準でなされている。一応、事務ガイドラインもあるし、金融検査マニュアルもあるわけですが、こうしたものが一般の人に広く知れ渡っているわけでもないし、また、その基準に従って債務者を区分しようとしても、人々の、債務者区分をしようとする人の判断がある程度介入する余地があつて、その区分の結果を簡単には予想できないという問題がやはりあるんだと思います。それが決算の不安定性につながっているんだと思うんですね。

やはり、非常に大きな決算の変更が行われるような、その原因となる債務者区分の変更、それに伴う引き当りの積み増しということを考えますと、その影響の大きさを考えますと、債務者区分がもう少し客観的に、機械的にできる必要があるのではないかとこのように思っているんですが、そこについては、金融庁は、現行制度に問題ありとは考えません。

○中江政府参考人 お答え申し上げます。

今先生御指摘の、金融機関が実施する債務者区分あるいはそれに基づく引き当てにつきましては、御案内のように、会計基準、それからこれを踏まえて作成をされました金融検査マニュアルというものがございまして、いずれも、これは対外的には公表されているところでございまして、また、この会計基準あるいはマニュアルにおきましては、債務者区分ですとかあるいは償却、引き当てに関する検証の考え方がかなり詳細に記載をされているというところでございまして。

ただ、各債務者の経営実態といふのはさまざまでございますので、的確な債務者区分とそれに基づく償却、引き当てといふものを実施するために、こういった客観的で明確なルールに基づきつつも、機械的、画一的な対応ということではな

く、各債務者の経営実態あるいは信用リスクというものにつきまして、その実態に即しましてきめ細かく検証していく必要があるというふうにご考へておるところでございます。

したがしまして、個々に実態の異なるすべての債務者に機械的に適用できるような債務者区分等に関する基準というものを策定することはなかなか困難ではないかというふうにご考へられるところでございます。

○永田委員 もう一つ、去年の足利銀行などのとくに問題になりました、繰り延べ税金資産を自己資本に算入できる限度額のお話ですけれども、昨年の十二月の閉会中審査で私が申しましたところ、いわゆる監査法人が監査をした結果としてつくられる決算とは別に、金融機関の健全性を判断する上で指標となるような基準を設けるべきだと私が申しましたところ、五味さんでしたね、政府参考人であつた五味さんが、半年以内にはその基準づくりについて結論を得たいというふうな願望で今検討を進めておりますというお話でありました。この作業状況と、それから検討内容について御説明いただきたいと思ひます。

○西原政府参考人 お答えいたします。

繰り延べ税金資産の関係につきましては、先生御指摘のように、これを監督上どういふふうに取り扱うのかという点につきまして、金融審議会の中に自己資本比率規制に関するワーキンググループ、こういうのを設けてまして、これを昨年七月までもずっと議論してきて、途中で経過報告というのをまとめたんですが、その後につきましても、秋以降、また立ち上げまして、現在に至るまで引き続き議論をしているところでございまして。

そこで、これまでの議論でございますが、この繰り延べ税金資産につきましては、その資産性が、将来の課税所得、こういったことに依存しているというふうなことで脆弱性、それからもう一方で、金融機関が破綻した場合にはこれが無価値になってしまう、そういったことにおける脆弱

性、これがある。したがって、この繰り延べ税金資産の自己資本に対する割合というのは、将来的にそれを低下していくことは非常に望ましいことである。こういった点では、認識はおおむね一致したところにごさいます。

しかしながら、それじゃ、それにどういうふうな形で取り組んでいくのかという取り組み方法、あるいは考慮すべき問題点、事項、そういった点については、意見がかなりさまざまに分かれていて、こういう状況にごさいます。

しかしながら、そういったことを踏ま台にしながら、現在、議論が行われておりまして、今御指摘の繰り延べ税金資産の算入の適正化といった問題については、法律上の問題あるいは会計上の問題、税制上の問題、いろいろ複雑に絡み合っているものから、そういった中で、やはりきちっと算入制限をすべきなんだという積極的な意見がある一方で、もう一方では、監査法人が非常に厳しいチェックをしており、そういった中で、監督上の措置は監査法人のそれに任せればいいんじゃないかという逆の議論もある。そういった中で、今、さらに議論を積み重ねている、こういう状況にごさいます。

いずれにしても、現在、取りまとめに向けて検討を続けている、こういったところにごさいます。(発言する者あり)

○永田委員 実は、私が今指摘しようとしたのですが、自民党の理事からも、ちょっとこれは、にわかには、そのままでは承服しかねるというような表情が見てとれたので、私もそのことを指摘しようと思ったが、御本人から発言があったので、びつくりしましたけれども、やはり問題意識、それは党派を超えて、金融機関の健全性と国民経済の安定性のことを考えると、「半年以内には結論を得たい」というような願望で今検討を進めております。という答弁が去年の十二月四日にあったんですから、いろいろな意見があつて、検討すべきことがいっぱいあつてなかなか進みません、これから進めていきますというんじや、やはり国民

がかわいそうだな、そういう不安定な状況に置かれている国民経済がかわいそうだなというふうな……(発言する者あり) 自民党の筆頭理事からも、そのとおりだという御発言がありましたので、ぜひそこは、踏まえた上で、より加速をさせていただきたいなというふうに思っております。

金融庁の方々もこれで結構にごさいます。法務省の方に質問を移したいと思しますので、ありがとうございます。

それから、先週の水曜日の一般質疑以来きょうまで、私、発言をする機会がありませんでしたので、先週の水曜日、冒頭、日本テレビが北朝鮮に取材に行くことができなくなるかもしれないという事件を私が取り上げて質問させていただきまし

結果としては、官邸の方の判断と外務省の判断ももちろんあつたんでしよう、日本テレビは幸いなことに今回の訪朝に同行して取材をすることができたという話ではあります。

しかし、その後の波紋は決して小さくはありませんで、各種のメディアがこれに対する論評を行つておりますけれども、簡単に言えば、飯島秘書官が日本テレビの幹部に対して、二十五万トン米支援を報道するのはけしからぬじゃないかというふうに圧力をかけたというのは事実であるというの、大体どこのメディアも、そういう立場に立つて論評しています。

それから、そのような圧力をかけることはやはり問題である、二十五万トンの米支援の報道をするのは、それは外交の機微に触れることだから、それは控えないといけないという意見も一部には見られますが、しかし、だからといって、飯島秘書官がこのような圧力をかけることは許されるんだというふうな、弁護する論調は皆無であります。

ですから、この問題はいまだに尾を引いているようでありまして、しかも、一部には、結果的に日本テレビは同行できるようになつたんだからいいじゃないかというふうな方もいらっしゃいます

が、しかし、現実を見てみると、こんな報道に対する圧力のかけ方があるんだということに、むしろメディアの方が驚いていて、自己規制というか自己抑制というか、行き過ぎた報道を控えないければならないという気持ちの方がより強まって、あ

べき報道がなされない、あるいは、論調として、やや官邸におもねるような雰囲気ができ始めているというの、多分、あながち間違つた見方ではないというふうに思っています。

そういった意味でいえば、撤回されたから、つまり、あの圧力が撤回されたからもういいんだというのではなくて、ああいうことは、言つた後に撤回するだけでも、かなり問題が起り得る話なわけですね。

ですから、そこをぜひ、私もこれから引き続き見ていきたいと思いますし、大臣も、これで終わった問題だというふうにお考えいただきたくはないなというふうに思っております。

前回の質疑では、大臣は、まだ事実関係がわからないという事情があつたことで、明確な答弁をお避けになつておられました。しかし、その後、ほかの委員会では、官房長官が、当該措置が適切であつたというふうなにもとれる発言をされるなど、官邸の方でも幾つかの動きがあつたように見ておりますが、現在の大臣の御所感はいかがでしょう。

○野沢国務大臣 御質問の件につきまして、法務大臣として、その経緯を知り得る立場になく、的確な答えをしかねるというところは前回申し上げたとおりでございますが、委員御指摘の、その後の官房長官の発言などを踏まえて、私も、改めて報道の自由の重要性を再認識したところでございます。

今後の法務行政においても、御指摘のような問題が起らないよう努めてまいりたいと思っております。

○永田委員 前向きな答弁、ありがとうございます。一つだけ、これは答弁は不要ですが、指摘をし

ておきますと、仮に、あそこで方針が撤回されず、日本テレビが北朝鮮に行けなかったということになった場合、取材の自由、報道の自由に含まれる取材の自由という基本的な人権が侵害されることになるわけですね。

果たしてこの基本的な人権を救済する方法があるのかということを考えますと、裁判所に日本テレビが訴えて、いやいや、おれたちは報道をする自由があるはずじゃないか、取材をする自由もあるはずじゃないかというふうに裁判所に訴えたところ、救済される見込みがあるかというところ、それは一部には国家賠償に相当するものだというような話もありましたけれども、やはり同行記者団の人数というのは向こうから、つまり北朝鮮の方から上限が決められていて、その間で極めてタイトな人数調整をしながらやっていたんじゃないわけ、ある程度、記者団を編成する外務省や官邸の方にも裁量があればならないというの、はもう客観的事実でありますから、その裁量が恣意的に運用されたからといって、取材の自由が侵害されたというふうに憲法判断までするようなことが起り得るかというところ、私は若干悲観的に見ております。

そして、加えて、仮にここで裁判が起つて憲法判断がなされて、そういうような圧力をかけるのは国の権力の濫用に当たると、だからそれは救済されるべきだという判断を裁判所がしたところで、では、国家賠償、つまり現金で経済的にその補償はされるかもしれないけれども、いわゆる取材の自由が回復できない、取材の自由が侵害されたということもやはり事実なわけですね。つまり、北朝鮮の会談は、あの先週の水曜日から考えるとわずか三日後に行われたわけで、それまでに最高裁判所がこれは違憲だから連れていかなきゃいけないという判断をするとはとても思えない。そういうことを考えると、救済が絶対できないような人権侵害が起る可能性があつたという重大性もぜひ指摘をして、法案の中身の部分に入っていきたいというふうに思っております。

法判断がなされて、そういうような圧力をかけるのは国の権力の濫用に当たると、だからそれは救済されるべきだという判断を裁判所がしたところで、では、国家賠償、つまり現金で経済的にその補償はされるかもしれないけれども、いわゆる取材の自由が回復できない、取材の自由が侵害されたということもやはり事実なわけですね。つまり、北朝鮮の会談は、あの先週の水曜日から考えるとわずか三日後に行われたわけで、それまでに最高裁判所がこれは違憲だから連れていかなきゃいけないという判断をするとはとても思えない。そういうことを考えると、救済が絶対できないような人権侵害が起る可能性があつたという重大性もぜひ指摘をして、法案の中身の部分に入っていきたいというふうに思っております。

さて、先ほど来、うちの山内委員が調査機関についてのかなり突っ込んだ議論をしていて、幾つか気になる部分があったので、ちょっと教えていただきたんですけど、調査機関というのはみなし公務員的なものになっているんでしょか。つまり、みなし公務員にしていなければ買収とかをされちゃう可能性もあるわけで、その立場についてどのような規制がかけられているのか、教えてください。

○房村政府参考人 この調査機関につきましては、登録制を採用しておりまして、会社としてはいわゆる純粋に民間の存在でございます。

ただいま御指摘のような、例えば調査に関して違法な調査をするというようなことについては、業務改善命令等に対応するということを考えております。

○永田委員 つまり、これは、みなし公務員並みの買収に対する歯どめとか、そういうことというのはかけられていないわけですね。

○房村政府参考人 みなし公務員としては扱っておりません。

したがって、ただいまも申し上げましたが、その調査結果の通知等で虚偽を通知するというようなことに対しては、法務大臣の業務改善命令、こういう形で対応することになっております。

○永田委員 しかし、虚偽かどうかを証明するのもこれまた難しい話でありまして、そういう法務大臣からの業務改善命令で対応するといつても、それは空文化した制度ではないかなというふうにちょっと思っています。一方で、これは公告が適法になされているというのを証明する機関なわけですから、内容が正しいことであるかどうかは証明する責務はないわけですね。

○房村政府参考人 この機関の役目は、会社がこういう内容を公告した、そういう事実を客観的に裏づけるということです。客観的な証拠をつくるということが役目でございます。

○永田委員 内容が正しいかどうかを見れないと

いうのはどうも不思議な気がするんですけど、一方で、これは悪意ある運用がなされたときに、実は大きな混乱という被害、損害が出る可能性があるので、徹底的に悪意にこの制度を利用したときにどうなるのかということを、ちょっと頭の体操をしてみたいんです。

ロサンゼルスに住んでいるときに僕がびっくりしたのは、あの町には鉄道がほとんどないんですね。何でかという、昔は立派な鉄道網があったんですけど、その鉄道会社の株を悪名高きゼネラル・モーターズという会社が買い取って解散しちゃったんですね。それ以来、自動車網は発達するけれども、鉄道はほとんどなくて、今一生懸命つくっている、そういうような町になってしまったんです。

例えば、MアンドAとか減資とか、こうしたことを公告した。調査機関が、ではこれから何カ月間か公告をするというような義務を会社が果たしているかどうかをチェックしていた。ところが、悪意ある第三者が、公告期間中に、まだその義務が完了していない段階でその調査会社を買収して解散してしまった。そうすることによって公告の義務が未達になってしまつて、MアンドAとか資本の減少とか、そういう重大な手続が滞るような事態が発生する、こういうようなことが起こり得るんじゃないのかな。しかも、これは会社を買収して解散するだけですから、合法にできるんです。これはどうやって歯どめをかけるのかというのをちょっと教えてください。

○房村政府参考人 基本的には、調査機関の調査というのは継続してやっていただかなければならないということ、この法律では、「調査機関は、電子公告調査の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、法務省令で定めるところにより、あらかじめ、その旨を法務大臣に届け出なければならぬ。」ということ、事前に余裕を持って届け出てもらう、また、廃止した場合にそういった持っている資料等を引き継がなければならない、このような規定を置いて、できるだけそういったことには対応できるようにしております。

○永田委員 何とかその制度がうまく回ればいいなと思います。

一方でホームページでさまざまな情報を公開して、一方で官報とか新聞公告の方はしなくてもいいということではあります。これは両方やっていいわけですね。両方やった場合、どちらの方が優先するのかわからないことはちょっとお伺いしておきたいと思っています。

というのは、二つの手段で情報公開を行うと、同一であればいいんですが、必ずしも同一でない場合、どちらの方が優先するということを決めておかないと、見た方は戸惑ってしまうんじゃないのかなと思うんですが、そこはいかがでしょうか。

○房村政府参考人 今回の電子公告の制度は、従前、日刊新聞紙に公告をするとか定款で定めるところからできるということになっていて、この部分については、新たな選択肢として電子公告を加えたわけでございます。電子公告を採用した場合官報との関係でいえば、問題になりますのは、まさに今回の債権者保護手続等官報それから電子公告または日刊新聞紙の公告、双方を併用している場合、これは当然のことながら、同一内容でなければそういう効果は生じないわけでございますので、双方が違うということは制度的にはあり得ないようになっております。

○永田委員 いや、制度上は同一であることを予定しているんですけど、何かの間違い、手違い、何かあるかもしれない。しかもこれは、間違いないで、手違いで、制度が予定していないことで済む話ではないんですね。だから、どっちかが優先するということを決めておかないと、同一でなかったことになって生じた損害を救済する上で不都合が生ずると思うんですが、それは決めておられないんですか。

○房村政府参考人 ただいまも申し上げましたように、複数の公告がされるのは、債権者保護手続の個別催告を省略するために官報と日刊新聞、または官報と電子公告、こういう場合になります。その場合に内容がそごしているというところは、少なくとも片一方が公告として有効になされないということになりますので、そういう場合には全体として手続が有効にされないの個別催告ができなくなる、こういうことになります。

○永田委員 なるほど。要は、そごがあった場合には、全部だめになる、どっちが優先ということではない、そういう判断ですね。うなずいておられるのでそういうことだというふうに思います。

一方で、ホームページで公告をする場合、実は今の技術では、必ずしも紙に印刷できるとは限らない、印刷できないような技術を用いて画面に表示させることもできるわけです。法律上は、紙に印刷できる形で提供しなければならぬということとは明白には読み取れないわけですが、紙で印刷することもできるということとは保障されるんでしょうか。

○房村政府参考人 通常は、ホームページに掲載されているものについては、ブラウザを使って印刷することができるとは通常でございますが、御指摘のように、技術的に工夫をすれば、見ることはできるけれども印刷することはできない、こういうことも可能であるのはそのとおりだと思います。

ただ、既にホームページへの掲載としては、貸借対照表、これを電磁的公示をするという仕組みにして現にやっていたとおりですが、それにつきまして、御指摘のような、わざわざ紙に印刷できなくして、そのことによって問題が生じるといふような例は、今のところ全く聞いておりません。また、ホームページに掲載する会社を考えたとしても、わざわざ手間暇をかけて紙に印刷できないというところまでするかという、その可能性は非常に低いのではないかと。

ですから、万一そういうことが本当に生じた場合にどうするかということはある得ますが、現段

階で、法律的にわざわざそこを禁止するまでの必要はないのではないか、運用にゆだねても適切な運用がされるのではないか、こう思っております。

○永田委員 でも、それは不断の検証を要する話だと思えますよ。

というのは、紙に印刷できないぐらい何てことないじゃないかと思われるかもしれませんが、紙に印刷できないから、事実上、持ち歩くことができないんですね。持ち歩くことができないと、みんなノートパソコンを持っていけばいいんですけど、部屋の外にその情報を持っていけないということになりかねない。そうすると、非常に情報の有用性というのが低下するので、それは見ておかねばならない。

加えて、今回の法改正は政府の方針であるe-Japan計画にのっとったものだというふうに聞いておりますけれども、e-Japanの一環としてなされた政府による情報公開として我々政治家と非常に関係の深いものは、政治資金収支報告書の公開が総務省のホームページでなされるようになったというふうに聞いています。

ただ、この総務省のホームページで公開される部分、私も現物を確認したわけじゃないんですが、ニュースとして流れているものでは、当初、少なくとも総務省は紙に印刷できない形での提供を考えていたと。わざわざそういうような技術的なコーディングを施してやるという、何を守ろうとしてそんなにコストをかけているのかよくわからないんですが、e-Japanの旗振り役である政府が、また、総務省といったらその中心に据わっている一つの役所ですよ。

そこがわざわざ手間暇をかけてそういうことまでやるということ考えますと、一般企業に、今のところうまくいっているから、みんな善意でなされるものだというふうな態度をとるものいかなものかと思えますので、それはやはり総務省、この制度の実効性を高めていきたい、あるいは確保していきたいというふうに思うのであれば検証

作業を常にしていかなければならないと思うし、もちろん検証作業というのは法律には書かれていないわけですが、検証しなきゃいけないということとは、見直し規定とか書いていないわけですが、これは国会の意思として不断の検証が必要だということを通じて御理解いただきたいというふうに思っております。

全体的に、株主に対する情報提供は進んできているわけですが、そして、それと、持ち合い解消を中心とする株主構造の変化、それから金融市場の環境の変化などから、最近、企業のガバナンスというものが一部変化し始めているのは事実だと思いますが、しかし、いまだにそれは十分ではないと思っております。

なぜ私がこのことに言及するかというと、かつて私が財務金融委員会に所属していたときに、さまざまな株式市場対策がなされました。それは株を買ひやすくすること、あるいは売りにくくすることということもありました。つまり、売り規制なんということもありました。そして、損失が、つまり売買で損失が出た場合には、何年かに繰り越しながら償却をしていくというような通算規定まで一部実現をしているところですよ。こうしたことをして必死に直接金融を活性化させようという努力をしているにもかかわらず、なかなか個人投資家あるいは機関投資家が株式市場にお金を出さない、そして企業も相変わらず、お金を調達するの間に間接金融、銀行からの金融に頼っている。

この問題を解決するにはどうしたらいいんですかと、私、金融庁の先輩に相談をしたところ、これは実は法務省の問題も大きいんだよと。つまり、株を持つことによるメリットが希薄であること。

よく言われるのは、かつては株主が企業の経営に対してかなり大きく発言権があった、実際、その発言権を行使してきた時代があったわけですが、よく言われるのは、戦前戦後ぐらいの時期に、株主の発言力を弱めようという政策がとられて、実際に株主の発言力が弱められて、それ以

来、直接金融は本当にお寒い状況になってしまった、それが今でも続いているんだという論調の学者もたくさんいる、むしろ多数派だと僕は見ています。

そうしたことを考えると、株を持つことのメリット、うまみ、企業に対する発言権、経営に対する発言権、これをもう少し高めていくことによって、健全な資金の出し手としての株主を育てていく、あるいはふやしていくことが求められるんだと思いますが、現在の株主と企業との力関係と申しましょうか、経営、ガバナンスの構造について、よいものだと思うているのか、あるいは、今後改善の余地があるというふうに思っているのか、法務省の見解をちょっと教えていただきたいと思えます。

○房村政府参考人 確かに、御指摘のように、会社のガバナンスの中での株主の地位、その扱いというのは非常に大きな問題、特に大規模な会社になった場合には、その仕組みをどう考えていくかということは非常に大きな問題だろうと思っております。

私どもとしては、もちろん、株主に少数株主権等を与えて、その権利をみずから守れるようなという仕組みももちろん大事でございまして、それから、まさに株主が意見を交換する場である株主総会、これができるだけ活発に利用していただく、そういうことを考えることも大切だろうと思っております。

ただ、現代のような非常に動きの速い、経営判断に迅速性を求められるような時代に、株主総会のような仕組みで細かいことまで決めるといのは、これは到底不可能でございまして、やはり、会社のガバナンスのあり方を工夫する、そのことによって、結果的に株主の利益が守られ、また株主の意見が反映できるような仕組みを工夫していくということではないか。

そのために、例えば、従来の監査役について、社外監査役を要求し、その資格を厳しくするということによって経営陣が独走することを防ぐよう

にしよう、あるいは、経営判断を迅速に行うために執行役に経営権限を大幅に与える、しかし同時に、取締役会に社外取締役をふやして、委員会をふやして監督機能を重視する、そのようないろいろな仕組みを総合することが必要だろうと思えます。守っていくということが必要だろうと思えます。

現在もそういう観点から会社法の見直し作業を続けておりますので、御指摘の点も踏まえて、今後も検討していきたい、こう考えております。

○永田委員 持ち時間が終わりましたが、本当に、かつては、やはり持ち合いによって、物言わぬ大株主と物を言う少数株主という株主構造の中で企業の経営とかガバナンスが空洞化していったというのは、もう客観的事実だと思うんですね。

最近、金融市場の環境の変化によって、幸か不幸か、物言わぬ大株主というのはほとんど持ち合いを解消していつて、逆に外国人の株主がふえていったという事実があります。また、外国人の方々は企業の経営に対して非常に強い監視をしていく、あるいは発言もしていくという意味で、少し新しいカルチャーが芽生えつつあるんだろうなというふうに思います。

最後に、法務省、一個だけ褒めておきます。今回の電子公告の法改正というのは、実は、外国に居住する株主にとっては大変メリットが大きいんです。そういう意味で、外国の方々にも、この制度があるんだということを、あるいは、もうほかの先進国に先駆けてつくった制度ですから、そういうことをぜひ公告して、それこそ通知をして、制度の普及に努めていただきたいと思います。

以上、ありがとうございます。

○柳本委員長 御苦労さま。

本多平直君。

○本多委員 民主党の本多平直でございます。四月に北関東の比例で繰り上げて当選してきました、今回、法務委員会に所属になって初めて質問させていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

まず、今回の電子公告制度なんですけれども、今、実は水田委員の方から先進国に先駆けてという発言もあったんですが、諸外国はどうなっているのか、このことをちょっと教えていただければと思います。

○実川副大臣 諸外国がどのようになっているか、そういう問いでございますけれども、電子公告制度の実施につきましては、イギリス、アメリカ、ドイツ、フランスの四カ国について調査をいたしました。ドイツにおきましては、我が国の官報に相当する連邦公報への公告を行う際に、付加的にインターネットによっても公告することが認められておりますけれども、インターネットの公告のみで足りるとする法制を採用している国はございません。

○本多委員 今言った主要な先進国ではこの制度はとられていないということなんです。

実は、私の一般的な感覚からいうと、いろいろな商取引とかでは外国の方がインターネットの使用というのに進んでいた部分が多いと思うんですけれども、その諸外国が採用していない理由というのはどういうふうな法務省としては把握されていますか。

○野沢国務大臣 外国でこれを採用していないというところでございますが、これはまだ詳しく調査を進めているわけではございませんが、こちらの方でいろいろと総合して推察いたしますと、電子公告の場合には、紙媒体である官報や新聞紙への公告とは異なりまして、公告が適法に行われたかどうかについての客観的証拠が残らないという問題があるためではないかな、かように思っております。

○本多委員 そうですよ。そのおりの問題点がある中で、諸外国では、インターネットの使用がもって普及している諸外国においてもされていない。そこをあえてその困難性を乗り越えてするというその理由と、どう克服するかをお答えください。

○野沢国務大臣 これは、これまでの制度が相当

コストがかかるということが一つございます。それから、別の委員にもお答えしましたように、日本におきましては、I.Tの普及が大変進みまして、会社ではもう九割以上の会社がこれを活用しておりますし、一般家庭でも随分普及が進んで、八割というレベルまで来ているということからいたしますと、電子公告を採用することによりまして、非常に簡単にアクセスができるということ、そしてまた、ある一日だけの新聞公告と違いまして、一定期間内繰り返し繰り返しこれを拜読できる、こういったメリットはありまして、それらを総合しますと、やはり、今回電子公告を取り入れることが、株主の皆様、それからまた会社に対して関心のある皆様に大変便利であるということが一番の理由でございます。

○本多委員 そのことは多分ドイツ、フランス、アメリカでも同じだと思うんです。株式会社にとつてはインターネットで公告を出せた方が便利なことに対しては一緒なので、今のメリットは多分諸外国でこの制度を実現したときにも当然起こるもので、お答えになっていないと思うんです。

ですから、こういう新しい外国にもない制度をどちらかというとインターネット等の使用とかについて憶病であった日本の政府がやるということに際しては、もうちょっと、相当、外国ではなぜこの制度を、当然外国の企業だつてそういう要求をしていると思うんです。それをしている理由というのはいくらもなんでしょうか、そこは。

（委員長退席、森岡委員長代理着席）

○野沢国務大臣 確かに外国に先駆けてという点はそのような御指摘も出てくるかとは思いますが、今私どもがe-Japan計画で取り組んでおりますことは、まさに日本がおくれを克服しまして世界一のむしろ電子政府をつくりたい、こういうことがございますので、おくれたのがトップランナーになるんだ、こうまずお考えいた

だきたいと思うわけでございます。

そして、具体的には、今回、各委員からも御指摘が出ておりますように、第三者的立場にありまます調査機関という制度を活用して、ここでやはり客観性を担保しながら、問題の公平、公正な運用を図りたい、かように考えておるわけでございます。

○本多委員 はい、わかりました。おくれたことからトップになるというその発想は非常にいいと思います。

ただ、これまで紙媒体でやってきたものをインターネットにかえていくということを裏支えするために調査機関ということ、非常に工夫をされた、これも当然、電子公告は外国にないわけですから、調査機関制度というのも外国にはないわけですよ。だから、新たに、ほぼ世界で初めて、こういうインターネットに載っている情報が本当にあるのかどうか、常にあるのかどうかを調べる調査機関という制度を設けられたというふうに私は理解をしています。

しかし、今、山内委員との質疑を聞いていたとしても、本当にそういうことが可能なのかなという実は疑問があるんです。六時間ごと、八時間ごとに本当にその公告がインターネット上に載っているのかどうかということをチェックされるということなんですけれども、逆に、じゃ、それ以外の時間、もうインターネットのホームページというのは、いつでも、意図的にも変えられるし、それから、いろいろな人が悪ふざけで、今、改ざんをしよう、ハッカーとかそういう、つまり、何の悪意もなくても悪ふざけをして困らせることのためにやっている、そういう人たちが存在するわけですよ。

そういう中で、六時間ごと、八時間ごとにチェックをしていますから大丈夫ですよ、それがもう本当に、株式会社の合併であるとかそういう重要な情報に關してですね。それでいいのかどうか、そこをお答えいただければと思います。

○実川副大臣 御指摘の六時間から八時間置き、

そういう御指摘がございましてけれども、調査機関による調査を一分、一秒に一度というような頻度で行うことができれば理想的ではありますけれども、そのような調査は莫大なコストを要すると考えられますし、また、制度としましては経済合理性を持つものでもございません。

しかしながら、そもそも調査機関制度は、一分、一秒の中断もなく電子公告が掲載されたことを証明するための制度ではなく、客観的な証拠が残らないことを奇貨としてわずかな期間しか公告を掲載しないようないかげんな電子公告が行われることを防止することを第一の目標としているものでございます。

この観点からは、六時間から八時間に一度、任意の時期に調査を行えば、電子公告を実施する会社はいつ何ときも調査が行われることが予想することができませんから、いかげんな電子公告をすることができなくなるという効果は十分に期待することができると考えています。したがって、六時間に一度や八時間に一度というような頻度でありまして、調査機関制度を設ける合理性は十分にあるものというふうに考えております。

○本多委員 いいかげんな電子公告をする会社がなくなるのは、今わかりました、御説明で。

ただ、悪ふざけで、全然関係のない第三者がそのホームページを改ざんするとかそういう動きに対しては、この六時間、八時間ごとのチェックで足るんでしょうか。

○実川副大臣 会社に要求されている公告は、例えば、合併といった一連の手続の有効無効にかかわるものでありまして、合併を行おうとする会社が、電子公告について客観的な証拠が残らないことを奇貨として、十分な公告を行っていないに行ったかのようにして合併の登記を行うという事態が生ずることを防止する必要があります。そして、そのためには、第三者が公告をチェックすることによって電子公告が行われるかどうかについての客観的な証拠を確保することが不可欠でござ

ございます。

これに對しまして、行政による情報公開については、通常は法律上の手続の一部という性質ではなくして、国民に対する情報提供、それ自体を目的としているものでございますので、第三者によるチェックの必要性は低く、むしろ、セキュリティ施設の確保または人的管理体制の充実等の措置によりまして、情報の誤りあるいは改ざん防止の対策を講ずることが重要であるというふうに考えております。

○本多委員 何か私が聞いたことに答えていたでいていないが、聞いていないことに答えていたではないような気がしますが、それはわかりました。私が申し上げたいことは、今回、世界に先駆けてやるんですから、実験的な面もあると思うんですね。私が言いたいのは、ここで不完全だとは言えないかもしれないんですけれども、本当に世界で初めてやるわけですよ、インターネットの画面が本当に載っているかどうかを調査機関という制度までわざわざつくって。これは本当に、しばらく後にアメリカとかドイツやフランスがまねてくれるんだしたら、それは日本も成功したということになるんですけれども、やはり世の中には紙媒体が残る部分があつて、アメリカやドイツやフランスでも、ここだけは紙媒体でやるというふうに残っていく可能性だつてあるわけですよ。

そういうところもしつかりと今後とも御検討をいただいて、私は、インターネットの画面を本当にあつたかどうかを調査機関が調査するという発想自体が、今回この電子公告をやるために苦肉の策として出された意味はよくわかるんですが、本当に今後いろいろな意味で可能なのかなという疑問があるんです。それはもちろんうまくいけばいいんですけども、そこところは不断に今後とも見直しをしていただきたいと思います。

若干、先進性があるということは、不安な部分もあるということは、大臣、ある程度お認めになつていただけますか。

○野沢国務大臣 セつかく開発してまいりました

IT技術、これをやはり私どもは実務の上にも大いに利用、活用していくことが大事だと思っております。

私も、新聞を大いに見てこまで来ておりますが、なかなかまだいわれるITに関する技術的な習熟が十分でないために、その両方を今見比べると、仕事をしているというのが実感でございすが、これからの課題といたしましては、できるだけ、やはり紙を使わない形での仕事が進むことが大変大事だと思っております。

先ほど、永田委員からも御指摘がありましたように、例えば、海外で情報が欲しい、外国の株主さんが大変ふえております関係からいたしまして、そういう面では大変な進歩ではないかと思つておりました、諸外国にも大いにお勧めしたいと思つておるわけでございます。

○本多委員 わかりました。

それで、調査機関というものをつくつたわけですから、これが、民間の会社をやつて、国で、法務省とかがやらない理由はどういうことにあるんでしょうか。

○野沢国務大臣 そもそも、このIT技術の発生過程からいいますと、民間の皆様が、創意工夫と競争の中から立派なサーパーその他、お仕事をしておられるわけでございます。

もともと小泉内閣の一番の基本方針は、民間でできることは民間へ、地方でできることは地方へという中で進めてきたことでございますので、もちろん、法務省が直接やることについては、能力その他はないわけではありますませんが、できる限りの民の皆様のお力と可能性、将来の発展性を考えますと、やはり民間の方々によつていただくことが正解ではないかな、こう思つております。

○本多委員 私は、この電子公告の調査機関というものの仕事というのは、単にホームページをチェックするだけですから、プログラムがなくて、本当に個人が見たつていいぐらいの技術ですから、余り民間の技術力とかなんとかという話とは関係なくて、別に役所でもできる仕事だと思

うんでですね。

民間でできることは民間にという発想は、私も当然そのとおりだと思つていますが、私は、政府の仕事をするいろいろな削つていったときに、外務省と防衛庁はもちろんなんですけれども、法務省でやつていいる仕事というのは割と残つてくる部分なんじゃないかな、民間がやつていいるものじゃない部分が非常に多いと思つていいるんですね。

そういう観点で、今の小泉内閣の政府では、本當に、民間にできるものは民間にとかいつて、全然そういうのが進んでいない部分も多い中で、何でこういうところだけ民間にしているのかなというの、私はいまいち疑問だということを申し述べておきます。

そして、天下りがこういうところに行かないよということは、参議院でしつかり何か大臣、御答弁されていいますけれども、それはそういうことでよろしいんでしょうか。

○野沢国務大臣 天下りというようなことは全く考えておりませんで、やはり、先ほどから申し上げていいますように、民間の皆様が自由な競争の中でより一層の効率を上げていくことが主眼でございますから、天下り先としてこれがつくられるというようなことではございませんので、繰り返し確認をしておきます。

○本多委員 わかりました。この調査機関に天下りのあつせんをするのではないということを確認をさせていただきたいと思ひます。

それで、この商法改正が出てきたのは、法制審の答申を尊重されて提出されたということで理解はよろしいでしょうか。

○野沢国務大臣 法制審に諮問もしておりますし、パブリックコメントもいただきましたので、各方面のお知恵を総合した結果でこのような形をとつていられるわけでございます。

○本多委員 最近で法制審の答申を無視している例が私はあると思うんですけども、思い当たるものはございせんか。

○実川副大臣 最近、法制審議会から答申をいた

だいたにかかわらず、法務省がその内容に沿つた法案を提出しない例といたしましては、平成八年二月に答申をいただきました民法の一部を改正する法律案要綱がございします。なお、この要綱の中ですけれども、選択的夫婦別姓制度の導入を内容とするものでございします。

○本多委員 法制審というのは国の税金をかけて学者の皆さんに集まつていただいて答申をもらつていられるわけですが、審議会制度がいかにどうかという議論は別にありますけれども、今の政府は、法制審というものを大変尊重しているから、こういう会社法がどんどんどん毎年法制審の方針に従つて皆さん提出してくるわけですよ。なぜ民法は提出されないんですか。

○野沢国務大臣 確かに法制審は、最高裁なり日弁連なり、あるいはさらなる学識経験者の皆様、大勢いらつしやいますが、国民全体の意見を必ずしも代表していない。例えば、国会での御議論にかけたときには、なかなかまだまとまらないということもございまして、そういったこともございまして、必ずしも法制審どおりいかないということも今まではあつたわけでございます。

その意味で、この委員会あるいはいゆる世論というような、広い大きなまだ多数の国民の皆様様の御意見を徴しての仕事は私どもは進めておるわけでございます。

○本多委員 大変今問題発言をされたと思うんですね。国会に提出されていらないものを国会の意見がまとまつていないと言ふことは、どういふふうな把握をされていられるんですか。提出してから私たちが議論をして、本会議場で採決をしたいんです。

○野沢国務大臣 私どもは、さまざまな情報をすべて総合し、国会での御議論を踏まえてということでございますので、決して国会を無視してということではございせんので、その点はよろしくお願ひします。

○本多委員 大臣は、参議院の我が党の円より子議員の質問に、こう答えていられるんですね。「法務

省としては、平成八年の法制審議会の答申の内容を踏まえながら、少しでも多くの方の御理解を得られるように努力を続けてきた」とおっしゃっているんですが、実は、二月十七日の大臣閣議後記者会見で、法務大臣は、「夫婦別姓という制度そのものについて、特に大臣のお考えはございますか。」「私、個人的には同じ方がいいかなと思っておりますけれども、これもしかし、それなりに賛否両論があり、こういう発言はされましたか。」「私、個人的には同じ方がいいかなと思っておりますけれども」と。

○野沢国務大臣 これは記者の方々から、自民党の先生方がまとめようとしておられる夫婦別氏法案についての御質問の後に、さらにこの制度そのものについての御質問をいただいたときの問題でございますが、別氏を選択できる制度になっても、私個人の家庭ではどうしますかという趣旨で、個人的には同じ方がいいかなと申し上げたわけでございます。

しかしながら、他方で、別氏を強く望んでおられる方もいらっしゃることはよく存じておりますし、夫婦別氏制度については国民の間でも意見がまだ分かれておるといふ状況でございます。

この問題は、家族制度のあり方等にかかわる重要な問題でありますので、十分な議論を尽くした上で、大方の国民の御理解を得ることができるような状況で制度改正を行うのが望ましいと思っております。会見の際にもそのことを原則的に申し上げて、あとは個人の問題という事で感想を申し上げたわけでございます。

○本多委員 この「個人的には同じ方がいいかな」と思っておりますけれども、というのは、普通の解釈では、大臣、多分御結婚されてもう長いいらっしゃるんでしょから、そういうことだと解釈できないんですね、これは。

制度そのものとしてもこのままの別姓を認めない制度を続けるべきだという発言にとれるようなことを、居酒屋の会話じゃなくて、大臣閣議後の記者会見で新聞記者に言っているというこ

とは、この御理解をいただくように努力をしている姿勢とは私は思えないので、今後は、こういう国民に御理解をいただく方向で、法制審の方針で、しっかりと法務省として、この法案がどういう形にせよいづれ通っていくような努力をさせていただきたいと思っております。

○野沢国務大臣 法務大臣といたしましては、本当に各国民の御意見、そしてまた国会での御議論、また法制審等の答申その他を尊重しまして、しっかりと判断するつもりでございます。

○森岡委員長代理 御苦労さまでした。

松野信夫君。

○松野(信)委員 民主党の松野信夫でございます。今回の電子公告の導入ということは、コンピュータをできるだけ活用して効率性を高めていく。その運用において十分注意をしないかなければなりませんけれども、基本的な方向としては私も十分理解をしておりますのでございまして。

ただ、そういう中で、コンピュータ社会にどんな点とどんな点になっていくわけですが、いろいろと注意しなければならぬ点もあるし、また、最近ちょっと問題だなどいふふうに思っている事件も発生しておりますので、まず、この点について御質問したいと思っております。

というのは、東大の助手をしておられる金子さんという方が、ことしの五月十日に著作権法違反幫助という事で京都府警の方に逮捕されて、現在でも勾留されている、こういう事件が発生しました。この金子さんが開発したソフトというのは、ウィニーというふうに名前を呼ばれておりますが、いわゆるファイル交換のソフトということでありまして、もともと目的は、何もこの著作権法違反、これを奨励するといふために開発したわけではありません。非常に便利な匿名性の高い通信手段であります。

この通信手段の開発というのは、各国とも競ってやっております。もちろん日本でもおくれをとらないように開発をしているわけでありまして、こ

のウィニーというソフトは、通信の秘密が守られて、かつ大量の情報を保管して伝達できるという非常に便利なツールで、世界的にも注目をされているわけです。このソフト自体は、ピア・ツー・ピアという新しい通信システムでありまして、このピア・ツー・ピアというのは総務省のIT政策大綱でも推進がうたわれている、こういうところでありまして。

このソフト、使い方によっては大変重要な日本のIT基盤にもなるのに、たまたま一部の者が悪用したということでソフト開発者を逮捕するといふことは、極めて異常なやり方ではないかなといふふうに思います。

これまでの例で、こういうソフトを開発した開発者について、著作権法違反の幫助で逮捕したとか有罪になったとか、こういう例はありますか。

○樋渡政府参考人 その点につきましては、今突然にお尋ねになりましたので調べておりませんが、今、私の知識の範囲内で、あるともないともちよつと言えないところでございまして。

○松野(信)委員 私が事前に聞いていたところでは、そういう例はまずないといふふうに聞いております。

そもそも、いわゆる学問的に言いますと、こういう例は、片面的幫助犯といふことで、主犯、正犯と幫助犯の間に意思の疎通もないといふような形になりますので、極めて例外的な形になっている。片面的幫助犯でこういう形で摘発しているといふのは極めて例がない、異常なやり方ではないかなといふふうに私は思います。

こういうような形で、せつかく日本のIT社会にとつて非常にプラスになるソフトを一生懸命やって開発したところが、そういうソフトについて、たまたまだれか悪い人が悪用したといふことでソフト開発者を捕まえるといふことであれば、もうみんなびびってしまつて、有効なソフトといふものもこれはつくられなくなつてしまふ。

そういう意味の萎縮効果といふのが大変大きいのではないかなといふふうに思うので、この辺は、

捜査の点でも非常に慎重の上にもやはり慎重にしなければならぬ、特に片面的幫助犯ですから、やらなければならぬと思っておりますが、この点はいかがでしょうか。

○樋渡政府参考人 お尋ねは捜査機関の活動にかかわる事柄でございますので、法務当局としてはお答えを差し控えていただきますが、あくまでも一般論として申し上げますれば、すべての犯罪について慎重に捜査をしているものと承知しております。

○松野(信)委員 それは、捜査は慎重の上にもやってもならなければならないんですが、特にこういうソフト開発というのは、基本的には民対民、民事の方の問題で、余り刑事が介入をしてやるような事案ではないのではないかと。

例えば、これまでのCD-Rという便利なコンピュータの道具ができて、これもコピーできるわけです。いろんなデータを自由にコピーできる。そうしますと、例えば、音楽ソフトとかいろいろなソフトを勝手にコピーできるわけですね。そうすると、中には違法にコピーする人も出てくるわけです。だけれども、現に、このCD-Rを開発した、便利なソフトを開発した人を、一部の悪い者が悪用して、例えば音楽あたりを違法にコピーしてやっているとということでも捕まえた、有罪になったといふこともないわけですが、それは、中には確かに、一部、悪いことをして、違法コピーなどする人もいるかもしれないが、だからといって、ソフトを開発した人を捕まえること自体は、これは大変大きな問題ではないか、こういうふうに思います。

また、例えば、これまでの法改正を見ましても、コピーができないように一定のプロテクトをかける、このプロテクトを回避する、それをかいくぐつてさらにコピーするといふ装置の禁止といふのがなされておりますが、これも著作権法を改正して、法改正をして対処する。

ですから、きちんと刑法法定主義をしつかり守つて、法律でしっかりと禁止をする、その上で対

処するといふふうになっていきますので、そういう点から見ても、今回のウィーのやり方というのはどうも大変問題が多いという点だけ指摘をさせていただきます。

それで、今回の電子公告の方に移りたいと思いますが、商法については、これはもう御案内のように、ほとんど毎年のように法改正がなされている。言うならば、経済界の要請あたりでちよこちよこちよこ改正が進んできたというのが現実であります。

それで、法文を見ますと、いまだに片仮名の表示で、普通の人には大変わかりにくい記載方法になっています。ところが、今回新たに第五章というのがつくられる。今回の第五章を見ますと、これは平仮名で書いてあるということで、法改正が通りますと商法の中でも第五章は平仮名になるということで、まさに、かつて民法もそうなんです、片仮名と平仮名とが混在をするということでもあります。

また、その片仮名のところには、ふだん余り使わないようないろいろな表現も出てきてわかりにくい。難しい表現、例えば今回のいうと、「改竄」なんていう、改ざんの意味だと思いますが、そんな言葉も入ってきて、普通の人にはなかなかわからない用語も出てくるので、私は、やはりこの商法全体の改正というのを進めていく必要がある。その際、やはり現代語化といいますが、わかりやすいような方向で進めていく必要があるかと思えます。

聞くところによりますと、法務省の方でもそういうような御検討をされて、今そういう作業を進めておられるということですので、今、作業の進捗状況などはいかがでありますか。

○野沢国務大臣 現在、法制審議会会社法現代化関係の部会でござりますが、ここで、会社法現代化の現代化を実現するための会社法現代化の全面的な見直しに関する審議を進めておるところでござります。

会社法現代化に当たっては、規定を現代的

な表記に改めた上で、わかりやすく再編成しまして、商法第二編、有限会社法、商法特例法等を合体させた新しい法典を創設する方向で検討しております。また、我が国の重要な経済主体である会社に係る法制が合理的でかつ国際的に見ても遜色のない制度となっていくことが、我が国の経済の活性化、競争力の強化に資するという観点から、これまで行われてきた改正の集大成として、各種の制度のあり方についてもさらに体系的かつ抜本的に見直しを行うこととしております。

そして、昨年十月には、会社法の現代化関係の部会が中間的な取りまとめをいたしまして、会社法の現代化に関する要綱草案を公表し、意見照会を行っているところでございます。今後は、この意見照会の結果を踏まえまして、引き続き検討を行いまして、平成十七年の通常国会に所要の法案を提出することを目的として作業を進めておるところでございます。

〔森岡委員長代理退席、委員長着席〕

○松野(信)委員 恐らく、商法については大改正になるのかなというふうに思います。私も民主党の方でも、これについてはいろいろと御意見を申し上げていきたいというふうに思っております。ぜひ、わかりやすい、国民にとっても使いやすいような法案の成立でお願いをしたいと思っております。

それから、今回の電子公告制度の導入に当たっては、今まで少し議論もありました、民間の調査機関というのが設置をされるということになっております。この調査機関がやはり適切に調査実務

というのがなされるようにしていかんやならな思っております。そこが大きなポイントだろうというふうに思っております。もう一つ、この法律案の概要説明書などを見ますと、法務省が行政サービスとして電子公告のリンク集サイトを設置する、こういうふうな規定がされて、調査機関の内容がこういうリンク集でわかるのかな、それを債権者、株主、投資家などがインターネットを通じて法務省のリンク集サイトにアクセスができるのかなという

うふうに思いますが、法務省のこのサイトというのは具体的にはどういうような内容になるのか、どういふものを掲載することになるのか、これを教えてください。

○房村政府参考人 現在法務省で考えておりますこの公告リンク集でございますが、これは、行われている電子公告をそこにすべて掲載をいたしまして、そこを見ればどこがどういう公告をしているかがわかる、そして、そこへ、公告をしている会社のホームページへ飛べるようにするということを考えております。

したがって、この公告リンク集の掲載事項としては、電子公告を行う会社の商号、あるいはその本店の所在地等も含めてですが、それからその肝心の公告ホームページのアドレス、それと公告期間、それから公告の根拠条文等も掲載できればいいかと思っております。

そういうものを掲載して国民の利用に供したい、こう考えております。

○松野(信)委員 そうすると、法務省のリンク集サイトの方にアクセスすると、具体的な調査機関の内容などもわかるようになるんでしょうか。

○房村政府参考人 公告のリンク集としては、今申し上げたように、公告をしている会社とそのホームページのアドレスが中心になります。特に調査機関は予定はしていなかったんですが、確かに、調査機関はどういうところがあるというのか、この公告のリンク集を見たときにわかれば便利ではないかと思っておりますので、検討はしたいと思っております。

○松野(信)委員 この点はぜひ御検討いただきたいと思っております。調査機関というのは、先ほど来からも出ておりますように、適切に運用がなされるか、これが一つの大きなポイントだろうというふうに思っております。

この際、最高裁の方にもお尋ねをしておきたいと思っておりますが、法務省のこのリンク集サイトが充実をしていく方向で今御検討だということに聞いておりますので、最高裁のサイトの方もぜひ充実

した形になつてもらいたいな、このように考えております。

私自身は、ずっと弁護士をしていましたので、時々最高裁のホームページにアクセスするんですけれども、残念ながら、掲載されている過去の判例が、以前は余り多くなかった。それで、大体司法関係者の人は、やむなく民間の企業からCD-ROMを高い金を出して購入して、過去の判例検索をやってきた、こういう経過があります。

ただ、できれば最高裁の方のホームページが本当に充実して、過去の判例、せめて民集あたりに載っているのが全部載っている、あるいは下級審の判例もかなり載っているというところで、しかも、それが年度別とか、あるいは用語でアクセスできるというような形になれば、非常に使いやすくて、ぜひそういう方向で最高裁の方も御検討をいただきたかと思っております。今の現状と今後の検討について教えてください。

○中山最高裁判所長官代理者 最高裁のホームページでは、平成九年以降、判例を掲載するようにしており、その後その充実を努めてまいりました。

現在、最高裁のホームページで公開しているものは、最近の主な最高裁判決、今お話ありましたけれども、民集、刑集に載っておりますすべての最高裁判所判例集に登載の判例、それから、高裁判例集、行政事件裁判例集、労働関係裁判例集、さらに、知的財産権判決速報、知的財産権裁判例集であり、下級裁の最近の主要判例についても、最高裁のホームページの各下級裁のコーナーでこれを紹介することにしておりまして、その件数は、合わせて二万六千五百件というのが現状でございます。

ここに来る前に、模範六法という、よく私も法曹が利用する六法全書がございます。それには判例が登載されておることと著名なものではありますけれども、そのCD-ROMあるいは六法全書そのものに載っていないものが一万二

千件程度だということですから、それをはるかに超えているものになってきているのが実情であり、今後ともさらにその充実に努めてまいりたいと思っております。

○松野(信)委員 ぜひ最高裁の過去の判例の掲載、国民にとって簡単にアクセスして閲覧できるし、また検索もできるというような形で充実していく方向で御検討をお願いしたいと思っております。

次に、定款について質問をいたします。

定款というのは、言うまでもなく、会社にとって言うならば憲法のようなもので、会社にとっての基本的な事項を定めているわけでありまして、今回の電子公告するとか、あるいは官報、日刊新聞でどういふふうに公告するとか、これは定款の中にも記載するということになっているわけですが、ただ、これも実務的に考えますと、普通の人定款で確認するというのは、なかなかそう容易ではないのが現状です。

例えば、商業登記簿謄本というのは、これはもう法務局でだれでも閲覧、謄写できる。しかし、定款の方は、なかなかこれは難しいわけでありまして、一番最初の会社設立のときの原始定款については、法務局に添付書類として五年間だけは保存される。しかし、五年たてば廃棄されてしまふ。その後、会社が定款を変更するというふうになっても、法務局の方には保存も何にもされない。

そうすると、会社の本店とか支店には備えつけておかなきゃならない、こういう規定にはなっているんですが、しかし実際には、例えばその会社を訴えようなんというふうになっている人が会社に行き見ておくれと言つても、現実にはなかなか見せてもらえないというのが実際でありまして、定款を確認する、定款というのはどんなふうになっているかというのは、案外実務的には難しいところでもあります。

私は、もちろん商法では本店とか支店に備えつけるようになってはいるんですが、何らかの公的

な機関、例えば法務局あたりに、場合によっては電子的にデータを残しておくというようなことも今後御検討できないのかな、こういうふうになっているんですが、いかがでしょうか。

○房村政府参考人 御指摘のように、定款につきましては、備えつけて、閲覧請求権も商法で与えられておりますが、閲覧の請求権者は、株主、会社債権者等の利害関係人に限定されております。定款に記載されている事項のうち、会社の目的、商号、本店所在地などの事項は登記事項として商業登記に掲載されているわけでございますが、定款記載事項のすべてが登記事項として公示されているわけではないということは、これは、定款が会社の内部規範であつて、事項によっては登記をもつて公示しなければならぬほどの公共性を持たない、そういうことから現行のような扱いがされているのだらうと思つております。

したがいまして、定款について、そのすべての事項を法務局において広く開示するというような制度を設けることについては、現在のそのような扱いと対比いたしまして、慎重な検討を要するのではないかと、こう思つております。

○松野(信)委員 ただ、これも実務的に言いますと、例えば裁判などを起こすときには、裁判所の方から、ではその会社の定款を出してくださいというふうに言われて、相手の会社に言つても、これがまたなかなか出してもらえない。また、大きなところであればちゃんと本店、支店に備えつけてもされているようですが、小さい会社ですと定款なんかもどこに行つたかわからぬというような対応をされるところもあります。

それは、定款を備えつけていないと、法律上はたしか過料に処せられるというふうな規定はなっているんですが、現実には過料なんというのとはほとんど発動されることもないものですか、案外ルーズに定款というものが実際は処理されているところがあるので、やはり私は、法務局あたりの公的などでも何らかの備えつけといひますか保存、これはぜひ御検討いただきたいというふう

うに思つております。

それから次に、官報について御質問いたします。

官報は、言うまでもなくこれは国の新聞ということになって、今回の電子公告の規定の中でも、官報公告あるいはその上さらに電子公告とか日刊新聞でいろいろ掲載をしない、こういうふうになつておりました、そのほかのところでもさまざまに官報公告というのが義務づけられているわけでありまして、

ただ、現実には言いますと、普通の人で官報をしっかりと見ているという人は余りいないのではないかと、いふふうに思いますが、官報の発行部数、要するに普及の程度、これはどのようになつていますか。

○房村政府参考人 官報でございますが、発行部数は約四万部と承知しております。購読者としては、官公庁が約四〇％、それから民間企業、個人が約四〇％、それから協会、あと組合とか学校、そういうようなところで二〇％程度というぐあいに聞いております。また、販売場所は、全国四十八カ所の官報販売所及び全国十二カ所の政府刊行物サービス・センターで販売されているというところでございます。

○松野(信)委員 発行部数は、本当に率直に言えば微々たるものだ。日刊新聞ですと何百万部というふうな形で発行されるのに比べると、率直に言つて微々たるものです。

だけれども、今回のこの法改正では、例えば会社の合併とか資本の減少、こういうものについては、債権者保護というふうな観点から、官報公告に加えて日刊新聞あるいは電子公告、こういう規定になつてはいるんですが、しかし、現実には、私には、官報公告に加えてというところの意味合いというのは余りないのじゃないかな、わざわざ官報公告しないでも、一般的には、だれでも見られるような形で電子公告したり、あるいは何百万部というふうな日刊新聞に掲載すればこれで十分ではないかなというふうにも思つておるんですが、こ

の点はいかがでしょうか。

○房村政府参考人 確かに官報は発行部数だけ見ると数は少ないわけでございますが、やはり何となく唯一の公的なそういう公告をするものでございまして。法令の公布も官報で行われておりますし、また、会社関係でいきますと、例えば破産とか民事再生、会社更生、こういったような法令に基づく裁判所による公告も官報になされているわけでございます。周知力の点でも、最近ではホームページに一週間の官報公告が掲載されるというふうなことになるようにして、国民にとつてもアクセスも容易になつてきております。

そういうようなことを考えますと、やはり定款で選択する公告方法にすぎない新聞公告であるとか電子公告のみで足りるということにすることはやや疑問もあつまして、今回は、やはり官報公告の強制を存続させた上で、それとあわせて電子公告あるいは日刊新聞紙の公告を併用する、そういう場合に、例えば個別催告を省略する効果を与えるというふうな考え方をとつております。

○松野(信)委員 官報の使い方はぜひ御検討していただきたいなと思ふんですが、

というのは、今、答弁の中にもありましたけれども、破産の場合は官報に掲載されるというので、最近は大変破産が多くて、毎年二十五万人ぐらゐが破産する。そうしますと、官報に破産者の住所と名前が、官報の後半部分はやたら多く出ているわけなんです。官報というのはまさに破産公告のためにあるんじゃないかと、言わざるを得ないぐらゐ破産者の氏名がたくさん出るわけなんです。

これはどこが一番活用しているかというところ、率直に言えばやみ金ですよ。やみ金の人たちが、そういう破産者を見て、そこにじゃんとダイレクトメールあたりを送りつけて、さらに金を貸し付ける。現実にはこういう使い方をされているのがある。官報にはこういう使い方をされているのがある。官報については、ぜひ、使ひ方があるいは破産者の掲載についても検討する余地があるのではないかと、このように思つております。時間が余りありませんので、あと残りは、電子

公告の中断のところにいつてちよつと確認をしておきたいと思ひます。

仮に中断があつたとしても救済規定があるわけですね。三つの要件をすべて満たしていれば救済される、こういうふうになつております。公告の中断が生ずるについて会社が善意無重過失、あるいは会社に正当な事由があるということですが、例えば会社に正当な事由があるという場合、具体的にはどのようなことを考えておられるのか。

例えば、会社自体は悪くないけれども、簡単にハッカーが侵入できるような簡単な公告になつていて、ガードもろくにつくつていなかった、ちよつとした人であれば簡単に入つて改ざんでも何でもできてしまふ。この程度のずさんな公告だつたという場合はどうでしょう。

○房村政府参考人 この法律で言つております正当な事由の典型例は、定期的なメンテナンス、そういう場合を考えております。

それから、御指摘のような、例えばハッカーの侵入が極めて容易にできるようなものであつた場合はどうか。これは重過失があるということになるかどうかという点ではないかと思ひますが、現在、一般的に、ホームページで、しかもそれなりにつかりしたものをつくれば、ファイアウォールを設けてそういった侵入に対する防衛措置を講ずることが一般的でございますので、全くそういう措置がなくてまさに攻撃のし放題というふうなことであれば、場合によれば重過失があるということもあり得るかもしれません。

○松野信委員 ぜひ、中断が余り発生すると、この制度そのものの根幹を揺るがすことにもなりますので、その点についても十分御指導していただきたいということを申し上げて、時間が参りましたので、私の質問を終わります。

○柳本委員長 御苦労さま。
これにて本案に対する質疑は終局いたしました。

○柳本委員長 これより討論に入るのでありますが、討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、参議院送付、電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○柳本委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○柳本委員長 次に、内閣提出、参議院送付、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

趣旨の説明を聴取いたします。野沢法務大臣。

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○野沢国務大臣 国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

近年、外国人による凶悪犯罪が多発するとともに、国境を越えて敢行される犯罪が増加しておりますが、このような事態に有効に対処するために

は、諸外国との捜査協力を一層推進し、捜査共助の迅速化を図ることが重要であります。そこで、昨年八月、我が国は、米国との間における捜査共助の実効性をより一層高めるため、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約に署名しました。

同条約は、外交当局を経由せずに捜査共助の要請の発受を行う中央当局制度等を設け、捜査共助を迅速化するとともに、その範囲、内容を拡張し、日米間の捜査協力力の推進を図ることを主たる内容とするものです。

本条約につきましては、本年五月十九日、承認いただいたところでありますが、この法律案は、本条約を締結し、国際捜査共助等の円滑な実施を図るため、国際捜査共助法など関係する法律を改正し、所要の整備を行うものです。

次に、この法律案の要点を申し上げます。

第一は、国際捜査共助の手続及び要件について条約に基づく特例を設けるものです。

現在の国際捜査共助法では、外務大臣が共助の要請の受理を行うものとされておりますが、これを改正して、条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされることは、法務大臣がこれを行うものとするほか、いわゆる双罰性等がない場合であっても、条約に別段の定めがある場合には、共助をすることができるとしてあります。また、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律を改正し、没収等の共助の要請についても、条約に基づき法務大臣が要請を受理できるようにしております。

第二は、受刑者証人移送制度を創設するものです。すなわち、条約に基づき、刑の執行として拘禁されている者を証人尋問のために国際的に移送する制度を新設し、外国の要請により我が国の受刑者を移送するための要件及び手続を定めるとともに、我が国の要請により移送された外国の受刑者を拘禁するための規定を整備しております。

第三は、業務書類等に関する証明書についての規定を整備するものです。

規定を整備するものです。すなわち、外国からの業務書類等の提供の要請に付随して業務書類等の作成または保管の状況の証明を求められた場合に、裁判所における証人尋問にかえて、簡易な証明書の提出を求めることができるものとするともに、虚偽の証明書を提出した場合には罰金を科すものとしてあります。

その他、国際捜査共助等の円滑な実施を図るための所要の規定の整備を行うこととしてあります。

なお、本法案の成立により、今後我が国が米国以外の国との間でも同様の条約を締結することが可能となり、外国人による犯罪や国際的な犯罪に効果的に対処する上で、その意義は極めて大きいものがあると考えます。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願いいたします。

○柳本委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

午後一時から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後零時十五分休憩

午後一時一分開議

○柳本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、お諮りいたします。

本案審査のため、本日、政府参考人として警察庁長官官房審議官米村敏明君、警察庁刑事局組織犯罪対策部長知念良博君、法務省刑事局長樋渡利秋君及び外務省大臣官房参事官長嶺安政君の出席を求め、説明を聴取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○柳本委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

○柳本委員長 これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。水野賢一君。

○水野委員 自由民主党の水野賢一でございます。先ほど提案理由が説明をされました国際捜査共助法などの改正について、お伺いをしたいと思ひます。

さて、国際化が進んでいくにつれて、残念ながら犯罪というものも国際化をしていくという事態が起こってくる。そうすると、それに伴つて国際的な捜査というものが必要になるでしょうし、そうしたときに、捜査機関同士というのは協力をするということが当然必要になると思うわけでありま。

そのときに大きい問題というのは、やはり主権との関係ということがあると思うわけですね。要するに、外国の捜査機関が日本に無断で、日本国内で捜査をするというわけには、それは認められないでしょうし、はたまた日本の捜査機関が勝手に海外に行つて捜査をするということも主権に抵触をする。そういうようなことから、捜査をお互いの国で依頼をし合うということが当然あるわけでしょうし、そうした国際協力というのが必要なので、それが、そのときには一定のルールが必要だと思ひます。

その中で、この国際捜査共助法だと思ひますけれども、この国際捜査共助法というのを考えるとき、外国との捜査協力というときに、捜査依頼というときに、二つの方向性があり得るわけであつて、一つは、日本側が外国の捜査機関に対して依頼をするということがあつたと同時に、逆にもう一つの方向性というのは、外国の捜査機関が日本の方に依頼をしてくる。

この二つの方向性があるとすれば、国際捜査共助法が対象としているのは、ここで言うところ

の、現行法の第一条一号などを見ても、共助というのには「外国の要請により」というふうに着いてあるわけですね。となると、これは外国が日本に対して要請をしてきたとき、そのことが国際捜査共助法の対象になつていふふうになるわけであつて、逆の場合はどうなるのか。つまり、日本が外国に対して捜査を要請することに關する法的な根拠というのとはどこにあるのか、その辺をお伺ひしたいと思ひます。

○樋渡政府参考人 御指摘のとおり、国際捜査共助法は、外国からの捜査共助の要請があつた場合に我が国で受ける根拠になる法律でございます。我が国から外国に対し共助の要請を行いますのは、我が国の刑事事件に關する捜査の一環として行われるものでございまして、その法的根拠は刑事訴訟法にございまして、すなわち、刑事訴訟法第九十七條第一項により、我が国の捜査機関は、捜査における証拠の収集について、必要な方法を講ずることができるとされておまして、捜査上必要な証拠が外国にある場合に、当該外国に対してその提供を求めることも当然に許されるところであると考えております。

○水野委員 ここでは、外国から要請を受けた場合の国際捜査共助について議論を進めていければと思ひます。国際捜査共助法は、昭和五十五年に制定をされて、今回二十四年ぶりの改正ということだと思ひますが、法律を改正するという以上、当然現行法には問題がある、少なくとも、時代の流れの中で改善すべき余地があるということで、政府として今回改正案を提出されたと思ひます。大臣にお伺ひをしたいのは、従来の捜査共助において、じゃ、どういふ問題があつたのか、はたまた今回の改正案によつてそれがどういふふう

に改善、解決をしていくのか、その点を伺ひたいと思ひます。

○野沢国務大臣 お答えをいたします。これまでの捜査共助は、外交ルートを通して行

うのが原則でありました。多くの機関を経由することと時間がかりますし、間接的になるということもありまして、迅速性が重要な捜査活動に支障が生じかねないという問題がありました。また、お互いの国で犯罪となる場合でなければ共助できないとの制限があり、我が国から共助要請をする場合に、果たして共助を依頼する犯罪が相手国において処罰されているかについて慎重に検討する必要がある、やはり時間がかかつておりました。

日米刑事共助条約では、これらの点を改めて、共助は捜査・司法当局同士で行うという中央当局制度を定めまして、外交ルートによらなくてもよいこととして、共助の制限についても双罰性の要件を緩和し、原則として共助を実施することを取り決めました。

今回の法案は、このような内容の条約の実施を可能とする改正を行うものでありまして、外国からの共助要請に幅広く応じられることとなる上、翻つて我が国の捜査活動の充実を図ることも可能とするものでございまして。

○水野委員 今大臣から御答弁あつたように、今までの国際捜査共助法だと、共助の要請というのが原則外交ルートだったということですが、今までの法律でも例外的に、従来の法律第三条の中に、「緊急その他特別の事情がある場合において、」そして外務大臣が同意すれば、まさに中央当局ルートというのが従来の場合もあったわけですね。

これは参考人で結構ですけれども、この部分が發動された事例というのはございまして、この部分が

○樋渡政府参考人 捜査につきましては、特に迅速性が要求される場合が多く、また、密行性が強く要請される性質のものでございまして、要請国が外交ルートを経由しないことを望むようなことも考えられるということからこの条文があるわけ

でございますが、調査しました限りにおきましては、この第三条ただし書きに基づいて、外務大臣の同意を得て法務大臣が直接共助の要請を受理し

たことはございません。

○水野委員 今回の法改正によつて、条約がある場合には、手続においても、またこの要件、双罰性の話ですね、この部分においても特例が認められるということで、日米間の場合は条約があるわけですからこうした問題というのは解決をされていくわけでしょうけれども、条約のない国、つまり、具体的には米国以外の国との捜査共助はどのようにしていくのか、伺ひたいと思ひます。

○樋渡政府参考人 アメリカ以外の国との間では、日米刑事共助条約のような条約を締結するまでは、これまでどおり、外交ルートを通じて捜査共助を行うこととなります。

しかし、今回の法改正によりまして、米国以外の国との間で米国と同種の刑事共助条約を締結していく土台が整うことになり、日米刑事共助条約のような条約を他の国との間で締結すれば、その国との間では外交ルートを省略した捜査共助を行うことが可能になりまして、より迅速かつ円滑な共助の実施が可能となると思ひます。

○水野委員 この法律が成立すれば、条約を結べば、そういうふうに非常に、例えば中央当局同士のようなルートでもできるというふうなことで、迅速化にも役立つということだと思ひますけれども、逆に言うと、これは、次から次へといろいろな国と条約を結んでいけば、初めてそういうことができるわけですね。

そういうふうな考え方も一つあるでしょうけれども、そうじゃなくて、条約の有無にかかわらず、一般的に、捜査共助のときには外交ルートを排して中央当局方式を採用する、こういう考え方もあると思ひますけれども、この辺はいかがでしょう。

○野沢国務大臣 委員御指摘のとおり、外交ルートによらずに、法務大臣が中央当局として常に直接共助の要請を受理する法制の採用も考えられないわけではございません。しかしながら、外国に捜査を依頼し、あるいは外国から捜査を依頼される場合、国際慣行上、いわゆる相互主義が保障され

るべきものと考えられております。すなわち、他方が与える一定の待遇についてはこれと同等の待遇を与え、相互に相手方から受ける待遇を均衡させるものとされておるところでございます。そして、このような外交的側面を有する相互主義の保障につき、法務大臣が独占的に判断するのが適当かという問題がございます。

他方、条約が締結される場合には、相互に同様の義務を負うことになるので、相互主義の判断は不要となるわけでございますが、このような事情もございまして、中央当局ルートは、相互主義の判断が不要となる条約に基づく場合に限定するのが相当と判断したものでございます。

（委員長退席、森岡委員長代理着席）

○水野委員 この捜査共助の話になると、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、やはり主権の問題との関係というのが当然出てくると思うわけでございます。外国の捜査機関が日本国内で無断でいろいろと捜査をして回るということも問題だらうし、逆もまた真なりということだと思っております。

だからこそ、外国の捜査機関に依頼をする、証拠集めなどを頼むという形をとっているわけでしょうけれども、そうすると、どうしても、いわば聞きたいことなんかでも、かゆいところには手が届かないというようなことも一方ではあると思うわけですね。それは、当然、その事件について、その背景とか状況などについて一番知っているのは当該国の捜査当局なわけですから、それを外国の捜査当局が聞くといつても、どうしても細かいところなどには、まさに先ほど申し上げた、かゆいところに手の届かないというようなことがあつたりすると思うわけです。

その部分を改善するために、一つの考え方としては、例えば、外国から依頼があつたときには、我が国の官憲が立ち会っている範囲内で外国官憲に直接質問するようなことを認めるといふようなことを許す。逆に、もちろん同じように外国側にもそれを認めてもらうということでしょう。

けれども、そういうようなことがあつた方が、直接聞いたりするようなことができた方がより効率的だという考え方があつたと思うんですけども、この辺はいかがでしょうか。

○樋渡政府参考人 外国官憲によります捜査権の行使は、御指摘のとおり、当該外国による公権力の行使でございます。これを我が国の同意なしに行うことを許すとなれば、我が国の主権を侵害することになるといふふうに考えます。

他方で、外国の官憲が自国内で各種調査を直接行うことに同意を与え、これを認めている国も存在しております。また、捜査の内容と程度等によりましては、我が国の国民の権利保護の観点からして問題は生じないのではないかと考えられる場合もございまして、今後、どのような協力のあり方が可能かという点も含め、検討してまいりたいというふうに思っております。

○水野委員 だから、これは、我が国の関係者の立ち会っている範囲の中でそういうことを認める、お互い認め合っていくというふうなことは、今後の課題ではないかというふうに思うわけでありまして、

さて、双罰性の部分について話を進めたいと思っております。

今回の改正により、条約を締結している国、具体的に現在のところでは米国のことですが、けれども、米国の間では、双罰性を問わずに共助することができるといふふうになるわけでございます。

では、まずちょっとお伺いしたいのは、例えばアメリカの場合だと、日本では犯罪とされているけれども米国で犯罪とはなっていないようなもの、もしくは逆に、日本では犯罪でないけれども米国で犯罪とか、そういうような事例というのは、具体的な、典型的な例としてはどういふものがありますでしょうか。

○樋渡政府参考人 それぞれの国で構成要件の書き方も違いますし、生の事実で考えていけば、それは、両方の国で処罰可能だということもござい

ます関係で、なかなか一概にこうだと言えないわけでありまして、また、アメリカには、連邦法のほか各州にも法律がありますので、すべての法律を調査したわけではございませんが、例えば、我が国では犯罪とされている米国では犯罪とされていないものにつきましては、けん銃の単純所持、覚せい剤、大麻の自己使用行為、信書隠匿、開封行為などがあると思っております。

また、例えば、我が国では犯罪とされていないがアメリカでは犯罪とされているものといふものと、陪審員に対する影響力の行使、被告人による偽証、児童ポルノの単純所持などがあるというふうにご覧いただいております。

○水野委員 双罰性があるかないか、これはどういふふうに判断をされているのかも伺いたいと思っております。

○樋渡政府参考人 双罰性の有無の判断は、罪名が一致するかどうかの判断ではなく、法的評価を離れまして、共助の対象となる社会的事実関係に我が国の法令において犯罪行為と評価されるような行為が含まれているかどうかを検討して判断することとなっております。

○水野委員 今まで、双罰性がない場合は共助できないというふうになっていたわけですね。この辺の理由はどういう理由だったのでしょうか。

○樋渡政府参考人 我が国で行われたとしても犯罪にならないような行為について捜査機関が証拠の収集を行って外国に提供することは、国民感情に反するおそれもありますことなどから、一般的に適當ではないことが多いと考えられていたからでございます。

○水野委員 まさにそういうような理由を挙げていた中で、今回、条約に特別に定めがあるという、いわば例外的に、そういう条約という場合には例外というふうにして双罰性を要件となくしたというものは、これはどういう理由だったわけでしょうか。

○樋渡政府参考人 条約を締結する場合には、双方の締約国の法制度の相違、国民感情等にかんが

みながら、どの範囲で共助を実施するか、どのような場合に共助を拒絶するか等について、外国との間で詳細に取り決められ、我が国の法体系上、共助する場合に相当ではない場合に共助の義務を負うことがないように取り決めることもできますことから、条約に別段の定めがある場合に、双罰性の有無にかかわらず、共助を実施することができるようになることは問題はないというふうに考えたわけでありまして、

また、我が国で犯罪とならない行為についての共助でありまして、共助の実施が任意処分により可能である場合には、そもそも処分の対象者の任意の協力がありますことから、その権利保護の観点から見しても、条約の要請に従って共助を実施することに問題は生じないと思えます。

他方、強制処分が必要な場合につきましても、裁判官において令状を交付するか否かの審査を行う上、日米刑事共助条約におきましては、個々の具体的事案に応じて、国民の権利保護に配慮し、双罰性がない場合に強制処分等を行うか否かは我が国に裁量権があるようにしたものでございまして、この点も問題はないというふうに考えた次第であります。

○水野委員 そもそも双罰性が捜査共助の要件なのかどうかというのは国によっていろいろ違うと思えますし、不要だというふうにして国もたくさんあると思うわけですね。日本の場合は今までも必要というようにしていたわけでしょうけれども、今回、条約によって例外を定めることができるというふうになったわけですが、これは国際的に見て、日本と同じような形、つまり原則双罰性必要、しかし条約によって例外を定める、そういうような法制度をとっている国というのはいくつありますか。

○樋渡政府参考人 あらゆる国について調査したわけではございませんが、イタリアやタイでは双罰性を原則として必要としているが、条約で別に定めれば不要という法制を採用していると承知しております。我が国と同様の法制を採用してお

ります。

なお、アメリカのみならず、フランス、カナダ等におきましては、双罰性は共助の要件とはされず、オーストラリア、韓国、英国及びドイツも双罰性を原則不要としております。

○水野委員 今回の法改正の中で、今、国際捜査共助の手続とか要件の特例などについての部分を伺ってきましたけれども、今度、それとはちょっと話を進めて、受刑者証人移送制度についても新たに盛り込まれておるわけでございます。これについて伺いたいと思うんですけれども、従来は証人として呼ぶことができなかった受刑者が証人となる道が開けるということなわけですね。これは、法律の方で言うと第一条の第四号に規定をされておるわけでございますけれども、これについてちょっと政務官にお伺いをしたいと思います。これが、この受刑者証人移送は、なぜ条約に定める場合に限るのか、その点を伺いたいと思います。

○中野大臣政務官 水野議員が、いわゆる日本の治安回復のために、国際的な連携についての御努力をいただいていることについては、本當に、この席をかりましてお礼を申したいと思います。

今の御質問の件でございますけれども、受刑者証人移送制度につきまして、例えばドイツとかイギリスのように、条約で定めるということを限定しないということも考えられないわけじゃないんです。しかしながら、受刑者の証人移送というのは、一時的とはいっても、日本国民を含むところの我が国の受刑者を相手国の拘禁のもとに置く、または相手国の受刑者を我が国の拘禁のもとに置くものでございますから、いわゆる送り出し国と受け入れ国の二国間の間で、相互の司法制度に対して高度の信頼が成り立つことが必要であるということはお承知のとおりでございます。

そのために、あらかじめ移送のための要件及び手続、例えば年齢は二十歳以上とか、例えば移送の期間は三十日以内とか、または本人の同意が必要とか、または、例えば費用の問題にしましては、普通は、一般的には受け入れ国の方が負担する

るんですけれども、例えば移送、飛行機運賃等がございまして、それらについてはやはり、いわゆるお願いする方というんでしょうか、受け入れる方じゃなくてお願いする方がそれをきちんとするというようなことを明確にしまして、いわゆる手続の適正化を確保するとともに、相互に同様な移送を行うことの保証を確保にする必要があると思っております。

そういう意味で、今法案におきまして、移送のための要件及び手続を明確にすることができると、そのようなことをきちんと定めることが、この受刑者移送を円滑に行う、そういう意味では必要だと思っております。

○水野委員 今議論をしているその条約というのが、まさにこの第一条の四号に出てくるわけですが、けれども、ここで言う条約というのは、マルチの多国間の条約も指すのか、それともバイの二国間の条約だけに限るのか、その辺、ちょっと細かい質問ですけれども、いかがでしょうか。

○樋渡政府参考人 法第一条第四号に言います条約とは、刑事共助に係る国家間の国際法上の権利義務関係について規定する条約を意味するところ、そのような条約である限り、多国間条約もここに言う条約から除外されるものではございません。

しかしながら、本法案における受刑者証人移送は、第一条第四号で、条約において移送すべきものとされている場合、すなわち一定の要件を満たす限りにおいて移送が義務とされている場合に限り実施することと規定しているところでございまして、現時点ではこの条件を充足する多国間条約は存在しないものと承知しております。

○水野委員 まさにここで、受刑者証人移送について、「刑事手続における証人尋問」という言葉があるわけですね。これは公判段階のことに限るのか、はたまた捜査段階で実施する証人尋問も含まれるのか、いかがでしょうか。

○樋渡政府参考人 我が国が要請する場合、第二十三条第一項において、外国受刑者に係る受刑者

証人移送は「刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたもの」において行うことと規定しております。ここで「刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたもの」とは、第一回公判期日後における証人尋問決定があつたことを意味いたします。したがって、公判前の証拠保全段階の証人尋問を実施する場合は含まれておりません。

そもそも、外国受刑者の拘禁制度を創設して外国受刑者に係る受刑者移送を可能にする意義は、外国受刑者について公判廷における証人尋問を可能ならしめ、裁判所の面前において証言させることを可能とし、直接主義をより充実させようとする点にございまして、公判前の証人尋問についてこれを可能としても、かかる意義が十分とは言いがたいというふうに考えるからでございます。

なお、捜査段階における取り調べや事情聴取につきましては、相手国に対して共助を要請し、当該受刑者を拘禁している国の官憲に取り調べ等を実施してもらい、その結果の送付を受けることが現行法においても認められているところでございます。

○水野委員 この改正案をばつと見ると、第二条で、今まであつた第三号の部分が、これは相互主義の保証を規定していた部分が、共助の要件のところから削除されていきますけれども、これはどういうことなのか。また、条約がない場合には、相互主義は当然のように保証されるべきだと思いませんか。

○樋渡政府参考人 相互主義とは、一般に国家の平等を基礎とする国際関係においては、他方が与える一定の待遇に対して、これと同等の待遇を与え、相互に相手方から受ける待遇が均衡しているべきであるとする原則をいうものと思えます。

相互主義の保証の有無は、共助要請国において、我が国が今後行う同種の共助要請に応じる旨の当該要請国の保証があるかどうかという問題でございまして、その性質上、外交的な側面を有し、外国の事情に通じた外務大臣が行うことが適

当と考えられる場合が多いことから、改正前の法律におきましても、外務大臣の判断にかからしめられているところでございます。

今回の改正法におきましては、共助制限事由のうち、相互主義の保証の要件とそれ以外の要件とは第一的な判断権者が異なることに着目いたしまして、これを明確にするため、相互主義の保証につきましては、共助制限事由を定めた第二条では規定せず、外務大臣の措置の制限事由として第四条で規定することにいたしましたものでございまして、実質的にその趣旨を異ならしめるものではございません。

○水野委員 国際協力を今後進めていかなきゃいけないという中で、今回の法改正というのはその方向に進んでいると思うわけですが、刑事の分野における国際協力に関する世界的な情勢、これはどういふふうになっているのか、大臣にお伺いをしたいと思います。

○野沢国務大臣 刑事に関する共助の分野について申し上げますと、例えば米国は、欧州、アジア、アフリカ、南米にわたる地域の四十八カ国、二地域、一国際機関との間で刑事共助に関する条約を締結しております。これらの条約ではいづれも中央当局制度が採用されていると承知しておりますが、また、多数の欧州の国々は、司法・捜査当局を捜査共助の窓口とする刑事の司法共助に関するヨーロッパ条約に加入しております。

このように、刑事の分野における国際協力については、捜査・司法当局同士で直接やりとりを行うことを定める条約を締結しているというのが国際的な潮流であると理解しております。

○水野委員 時間が来ましたので最後にしたいと思いますが、今回の法改正によつて、米国のように条約がある国の場合にはわかるんですが、その他の国々とは、今後、条約を締結していこうという動きになっているのか、米国以外の国との協力関係についてお伺いをして、私の質問を終わりたいと思います。

○野沢国務大臣 今回の法改正によりまして、米

国のみならず、米国以外の国との間で、米国と同種の刑事共助条約を締結していく土台が整ったというところになります。

日米刑事共助条約の締結後は、各国との間で二国間の刑事共助条約の締結に積極的に取り組んでいきたいと考えていますが、やはり事件の多い国、あるいはつき合いの大きい国というところが今後の主体になるかと思っております。

○水野委員 終わります。

○森岡委員長代理 御苦勞さまでした。

(森岡委員長代理退席、委員長着席)

○柳本委員長 富田茂之君。

○富田委員 公明党の富田茂之です。よろしくお願いたします。

今、水野先生の質問を伺っておりまして、私が質問しようと思ったことをほとんど聞かれてしまっています。あと三十分、何をしようかなと、本当に困っておりますが、ちよっと違った観点からまた質問できればと思いますので、よろしくお願いたします。

今回の法改正の前提となります、刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約、いわゆる日米刑事共助条約ですが、これは昨年八月、きょうこちらにいらっしゃいます森山先生が大臣として署名されて、この五月十九日に承認されたというふうに伺っております。この条約の締結の背景について、どういった形でこの条約締結に至ったのか、外務省の方に伺いたいと思っております。

外務省の方から出ている資料によりまして、成立の経緯ということについては、簡単に書いてあるものがあります。これによりまして、政府は、平成十年十一月の我が国とアメリカ合衆国との間の首脳会談において、当時の小淵総理と当時のクリントン大統領との間で、捜査・司法共助条約の締結交渉を開始することで見解が一致した。これを受けて交渉を行い、その結果、平成十五年六月に条約案文につき基本合意に達して、平成十五年八月五日にワシントンにおいて、先ほど御紹介し

ましたように、日本側は森山法務大臣、そして谷垣国家公安委員長及び加藤特命全權大使と、アメリカ合衆国側はアシクロフト司法長官との間でこの条約の署名が行われたという説明の文書はいただけているんです。ほかの資料によりまして、どうもアメリカは、我が国と条約を締結する以前に、既に四十八カ国、二地域、一国際機関との間で同じような条約を締結されている。

そうすると、これでいくと、日本は五十二番目の相手国というふうになったと思うんですが、これだけ緊密にアメリカとの間でいろいろなことがやられているのに、なぜこんなにおくれたのか。また、小淵総理とクリントン大統領の間で意見が一致したことを受けて、その間、交渉してきて、三年半近くかかってこの条約締結に、署名に至ったというのを考えると、中身を見る限り、そんなにめめることがあったのかなというふうな印象も受けるんですが、そのあたりも含めて、この日米刑事共助条約締結に至った背景というのを御説明いただければと思います。

○長嶺政府参考人 お答えいたします。ただいま委員から、もう既にお話がございましたように、本件条約につきましては、米国がかねてより、この分野における国際的な協力の条約の締結を諸外国との間で進めてきておったという背景がございまして、我が国に対しても同様の申し入れが行われてきておりました。

ただいま委員から御指摘もございました、平成十年十一月のクリントン大統領訪日時の日米首脳会談の際に、この捜査・司法共助条約の締結交渉を行うということで日米が一致したということがございます。その後、平成十一年二月に第一回の交渉を行いまして以降、累次交渉が進められてまいりまして、昨平成十五年六月に実質的な合意に達した、そして八月に署名に至った、こういう経緯でございます。

そこで、今お尋ねのありました背景の点でございますが、我が国は、この種の条約を締結していない外国からも共助の要請があった場合に、国内

法でございます国際捜査共助法に基づいて共助を行うことが可能であるということがございまして、また、米国も、我が国と同様に、必ずしも条約を締結しておらない国からの要請に対しても共助を行うことが可能である、そういう形がございました。したがって、日米間におきましても、条約以前に、これまで、相互に必要な捜査共助が実施できてきたということがございます。

しかしながら、これは、国際犯罪に対応するということが非常に重要な課題になってきています折に、日米間でも共助を一層確実に実施するということを確保する必要があること、また捜査共助の迅速化を図る必要があることから、この刑事共助条約の締結交渉に入ることにいたしました。以来、そういうことで、平成十年以降でございますので、なかなか内容のある条約でございまして、交渉、経緯を経て、そういうことで昨午合意に至ったということでございます。

○富田委員 ちよっと一点追加なんです、今のだと、中身がかなりあったから時間がかかったんだという御趣旨のようですけれども、何か問題になったような点というのはありますか、アメリカとのこの条約締結交渉の中で、捜査共助、お互いの国の法律、文化とか違いますから、そういった点で交渉が大変だったんだというような点があったら、ぜひ教えていただきたいんですが。

○長嶺政府参考人 お答えいたします。まさに今委員御指摘のように、我が国と米国との間におきましては、捜査共助の内容ですとかあるいは進め方を含まして、刑事手続の法制度、これはもちろん違いがございまして。

先ほど申し上げましたように、条約なしで両国が裁量で捜査共助を相互に行っているということであれば、その法制度の違いということについて余り大きな問題にはならないわけでございますけれども、今般の条約の中身は、請求された共助を行うことを義務とする条約でございまして、このような条約を締結するというで交渉を行う局面におきましては、やはり双方の法制度につき十分

な情報、知識を共有し理解を深めるという必要が生じたわけでございます。このような情報の共有あるいは理解を深めるという過程にかなり時間を要したというのは偽らざるところだと思います。また、今回の日米刑事共助条約は、我が国にとりましてこの種の条約としては初めてのものでございまして、したがって、この条約締結に伴う我が国の国内法制へのあり得べき影響等につきましても慎重な検討をする必要があったということ、慎重な検討の上で条約交渉に臨んだということ、時間を費やしたということでございます。

○富田委員 ありがとうございます。よくわかりました。そのような経緯を踏まえてこの条約が締結されて、今回この委員会でも審査されている法改正に至ったわけですけれども、この法改正により、実際に、まあこれまでも条約がなくともやれていたんだというふうに今外務省の方から御説明がありました。お互いの捜査共助のあり方とかいう点について情報の共有、理解を深めた、また初めてこういう条約を締結したということとちよっと時間がかかったという御説明でしたけれども、それを踏まえて条約が締結されて、今回、今度、この法改正でこたえていくということで、この法改正によって捜査共助に関して実際的にどんな効果があるのかということをお伺いしたいんです。

大臣は、参議院の審議の際に三点ほど挙げられておりました。中央当局同士直接やれるようになったので、そこについては迅速な共助の実施ができるんだという点と、また、双罰性等の要件を緩和するような規定もできたので、共助範囲が拡大して、より密接な捜査協力体制ができるんだという御説明、また、これがうまくいくことによって、この法改正によって、これがモデルケースとなつてほかにもまた条約が締結できるような形になればという、この三点を主にこの法改正の効果ではないかということで参議院の方でも述べられていたんですが、現段階においてもそのお

考えは変わらないですか。大臣の方からぜひ。
○野沢国務大臣 今、参議院審議におきます議事録なども参考にされましてのお尋ねでございますが、まさにそれはそのとおりでございます。

今回の法改正によりまして、条約を締結する米国の関係で見ますと、外務当局を介さず中央当局間で共助の要請及び証拠の提供を直接行うことができるようになったということで、今までより迅速に共助を実施することが可能となるということがまず第一にあると思います。

また、双罰性の要件など共助の要件が緩和され、さらには刑事手続における証人尋問に証人として出頭させる目的で、刑の執行として拘禁されている者を移送することができるようになるなど、共助を実施し得る範囲が拡大し、より緊密な捜査協力体制を構築することによりまして、犯罪の捜査及び公判における立証に大きく貢献するものと考えます。

今後、米国以外の国とも条約を締結していけば、その国との間でも共助できる範囲が広がり、共助の迅速化を図ることができることは先ほど申ししたとおりでございます。それで、やはりこのことによりまして、日本の国際化という大きな流れが、まあいろいろな国際化はありますが、犯罪捜査の面で国際化により実効あらしめるためにも効果があるものと、一つつけ加えさせていただきますと思います。

○富田委員 ありがとうございます。

一点、ちょっと確認させていただきたいんですが、先ほども委員の質問に出ておりましたけれども、今回の法改正は日米刑事共助条約がきっかけとなつていられるけれども、この条約だけを対象にするものではなくて、今後アメリカ以外との間で締結する同種の条約も当然対象になると。条文上もそういうことを予定しているような、条約による場合というように、「条約に別段の定めがある場合」とか、そういう規定が随分出てきていますけれども、当然これは今後新たに締結される条約を予定しているというふうに解釈してよろしい

んでしょうか。

○樋渡政府参考人 まず、結論といたしましては、委員御指摘のとおりでございます。

今回の法改正は日米間の刑事共助条約がきっかけとなつておりまして、日米間の刑事共助条約を締結するために必要なものではございますが、日米刑事共助条約だけを対象とするものではございません。今回の法改正では、例えば「条約に別段の定めがある場合」とか「条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき」など、単に「条約」と規定し、日米刑事共助条約に限った規定とはしてございません。

今後、米国以外の国との間で締結する同種の条約も、今回の法改正で規定する条約に含まれることとなるわけでございます。

○富田委員 それを前提にして、先ほども最後に質問が出ておりましたけれども、今後、ほかのどんな国と捜査共助に関する条約を締結していくんだというお尋ねがありました。

調査室の方からいただいた資料によると、これは法務省の方の担当した案件だけのようだけれども、「我が国から要請した捜査共助（囑託）の相手国別件数」という資料があります。これを見ますと、平成六年から十五年までの合計数が出ています。平成六年から十五年までの合計数が出ています。平成六年から十五年までの合計数が出ています。

また、「外国から要請のあった捜査共助の要請国別件数」を見ますと、アメリカが七十九件でもう断トツで、そのあとはグレートブリテン及び北アイルランド連合王国、イギリスですね、これが二十一件、大韓民国が十八件、ロシア連邦が十一件と、これも幾つか際立っている。

こういった、現実にニーズがあったところ、またあるいは今まで捜査共助の実績があったところだけではなくて、これまで捜査関係で一緒にいろ

いろなことをやっていた、アジアにいろいろ研修生が来て、法務省の皆さんもいろいろ教えたり、先輩後輩になったり、いろいろな関係があると思うんですが、そういったところも、やはり情報の共有という意味ではしっかりと連携できるようなところでないか、条約ができたからといってなかなかうまく動いていかないと思うんです。

今後、共助のニーズのほか、どんな点を考慮して条約を締結すべきかというふうにも考えているか、これはぜひ法務省と警察庁それぞれの御意見を伺えればと思います。

○樋渡政府参考人 現時点で、米国に続いてどの国との間で刑事共助条約の交渉を行うのかについて、具体的に決定しているわけではございません。しかし、法務当局としましては、これまでの共助の実績や相手国の法制等を踏まえながら、関係省庁と協議しつつ、具体的には、韓国などのアジア諸国等を含めた各国との間で二国間の刑事共助条約の締結の可能性について検討していきたいというふうに考えております。

○知念政府参考人 ただいまの法務省からの答弁と同趣旨でございますが、我が国にとつての共助のニーズや相手国の法制などを勘案して検討が進められるべきものと考えます。

○富田委員 もう少し具体的に教えてほしいんですけど、先ほど申し上げたように、まあそれ以上は言えないということなんだと思うんですが。

調査室の方からいただいた資料によりまして、これは警察庁だけじゃないと思うんですが、特に警察庁の方で、日中治安当局間協議とか日ロ治安当局間合合とか日韓ICPO実務担当者会議等、こういう機関を使って、国際捜査共助の枠組みだけではない、これに加えて二国間の協議にも積極的に参加されている。当然、外務省が入つたり、法務省が入る場合とかいろいろあると思うんですが、特に捜査の現場の担当ということで、警察庁がこういうところに入っていくというのが大事だと私は思うんです。

今ちょっと三つほど挙げさせてもらいましたけれども、これらの二国間協議の中での成果、あるいはそういった協議をしている中で捜査共助に關してこういう課題があるんだということがあつたら、ぜひこの機会に教えていただきたいと思うんです。

○知念政府参考人 警察では、個別の事件に關し国際捜査共助を推進することはもとよりでありまして、治安に關するさまざまなテーマについての二国間協議などにも積極的に参加しているところでありまして、このような協議を通じて、両国間の法制や国情の違いについて相互に理解を深めるとともに、情報交換の緊密化や捜査協力の強化を進めているところであります。

ただいま日中、日ロ、日韓等を特に取り上げての御質問がございましたが、以下、順に説明を申し上げます。

日中治安当局間協議におきましては、これまで三回にわたる実務レベルでの協議を重ねました。不法出入国、薬物、銃器などの各分野について情報交換を行い、実務に即した有意義な議論がなされているところであります。各分野における共通理解の確立、実務担当者間の連絡体制の確立など一定の成果があつたところであります。今後とも情報交換の緊密化、捜査協力の強化などの一層の充実を図ってまいりたいと考えております。

日ロ治安当局間合合におきましては、これまでに四回にわたる実務レベルでの協議を重ねてまいりました。薬物、銃器犯罪、自動車密輸などの各分野について情報交換を行いましたし、本合会を通じて両国の治安当局間の交流のさらなる促進について合意に達するなど、一定の成果があつたところであります。

日韓の關係でございますが、日韓ICPO実務担当者会議というのがございますが、これは、ICPOLの窓口である両国捜査当局の実務担当者で両国における国際犯罪捜査の推進に必要な情報交換をすることなどを目的として、平成七年以降は毎年一回のペースで開催されているものであります。この会議において、サイバー犯罪対

策、暴力団情勢などの各分野について実務レベルの協議を重ねるなどしまして、情報交換の緊密化、捜査協力の強化を進めているところであります。

警察としては、今後とも、その時々々の犯罪情勢に応じた課題について、ただいま申し上げました会合などを通じて取り組みを続けまして、各治安当局との協力関係をより一層緊密にしてまいりたい、そういう考えでございます。

○富田委員　ありがとうございました。

今の知念さんの説明の中ではばらしいなと思ったのは、特に、日中治安当局間協議の中で、実務担当者の連絡体制の強化という点を言われていたんですが、これは本当に大事だと思うんですね。

今回の法改正で中央当局間でいろいろできるようになったけれども、実際には、捜査の現場にいる皆さんが本当に欲しい情報とか、やはり、特に身柄事件なんかの場合には時間が限られてしまう

わけですから、実務担当者の間でじかにやれるルートがきちんと確立していくというのが本当の捜査共助のあり方だと思いますので、今のようになことを地道にこれまでやられてきたということに

は大変敬意を表したいと思いますし、加えて、先ほども委員から質問がありましたけれども、一緒に捜査したりできないのかというようなことがあったんですが、実は、いただいた資料の「捜査

研究」の中に、私的な意見だというふうに書かれているんですけども、「おわりに」というところであつたというふうな意見をまとめられている方がいらつしやいました。

警察庁では、国際捜査共助に向けた様々な取組
みを行ってきたところであるが、その結果
が現場の捜査活動に還元されているものもあ
れば、まだまだ捜査現場のニーズを満たしき
れていないところがある。

いないものもあるのが実情である。来日外国人犯罪や国外への犯罪者の逃亡事案が増加している今日、国際捜査共助の成否が捜査の行方を左右すると言っても過言ではない事件も多く見ら

れるところ、捜査共助がいに迅速に行われる

かを念頭に置いていなければならない。
本当にこのとおりだと思ふんですね。

それを受けて、「相手機関の担当者と直接情報交換することも重要である」というふうにかの方

は結論づけられているんですが、私も、本当にこのとおりだと思うので、せっかく中央当局間でやれるようになった。もう一歩踏み込んで、今二国間協議で進めているような捜査の現場の直接のや

りとりといううなものも、現場だけでやるんじゃないかと思うんですが、そのあたりはどうなのでしょう。だれに聞いたらいいの

かな。警察庁ではどういうお考えですか。

○知念政府参考人 今回の法改正によりまして、今後、米国以外の各国とも同種の条約が締結されますれば、外交当局を介さずに中央当局ルートを通

通じて直接行うことが可能となります。共助の迅速化が期待されるところであります。

議員御指摘のとおり、共助要請の準備段階で、あるいは要請を発した後に、捜査担当者レベルで

直接に連絡をとり合い、要請内容の詳細や具体的な配意事項等について情報交換を行うということでは、中央当局ルートを通じた共助の迅速化を図る上でも非常に重要であると承知をしておるところ

でございます。

○富田委員 刑事局長も今のような考え方でよろしいですか。

○樋渡政府参考人 結論的には、同様に、情報交

換は大事なことだというふうに考えておりまして、今回の法改正によって中央当局制度がとられましたのは、これまでの外交ルートによって行われてきた捜査共助のために費やされていた時間を

物理的に短縮するとともに、お互いの国で刑事手続について専門的知識、経験を有する中央当局同士が直接緊密な連携をとることによって、迅速かつ充実した捜査共助を行い得るようになるという

点にありまして、かかる意味において、中央当局
同士の直接の情報交換は非常に重要であるという
ふうに認識しております。

また、委員御指摘のとおり、捜査共助の迅速化に当たっては、要請した趣旨や要請の必要性につ

いて双方が共通認識として有しておく必要がございまして、その意味において、共助を要請した外

国の捜査機関と共助を実施する我が国の捜査機関の担当者が、具体的な捜査経過や証拠関係等について直接情報交換をすることが望ましい場合もあるのでございまして、今後、中央当局制度の枠組

○富田委員　ありがとうございます。

もう残り五分だということです、最後に二
点。

一昨日、五月二十六日、警察庁と神奈川、群
馬、新潟の三県警が、入管難民法違反容疑など

で、アルカイダ関連とされる十数カ所の家宅搜索を行なったというふうに報道されています。逮捕者は当初四人が五人になり、きょうの新聞なんかでは六人目も逮捕されたというようなことが出てい

るんですが、今捜査に入っただばかりだから質問しても何も答えられないよというのが当局の意見だと思うんですが、きょうの新聞なんかによりまして、公安調査庁長官がきのう衆議院のイラク復

ふうに答弁されたり、また、マスコミ各社では、興特別委員会でも現在も潜伏の可能性はあるというオウム事件のときを思い出すかのように、あらゆる法令を駆使してきちんと捜査をしていくべきだ

というような指摘も出ております。

差し支えない範囲で、このアルカイダ関係の捜索また逮捕について、今どんな状況なのか、御答弁いただければと思います。

○米村政府参考人 お答えをいたします。

まず、御指摘の今回の強制捜査に至った経緯についてでありますけれども、焦点となっております人物は、フランス人男性のリオネル・デュモンとい

う人物でございます。この人物は、殺人あるいは爆弾テロ未遂、こういったものゝ罪でフランス、イタリア等の国からICPOを通じて国際手

た、この人物につきましては、国連制裁委員会配をされておったという人物でございます。また、この人物につきましては、国連制裁委員会

で、アルカイダの関係者だということで指定を受けておったということです。

この人物が昨年の十二月にドイツにおきまして逮捕されました。その際に、ジェラルド・ティネという名義の我が国の郵便貯金通帳等を所持しておったということで、我が国の方に通報がなされ

て、警察におきまして捜査を行ったところ、このジェラルド・ティネ名義のフランス旅券でもつて、平成十四年から十五年にかけて我が国へそれ

それ四回入出国、もちろん不法に繰り返しをして
おった、また新潟県内におきましては外国人登録
をしておった、こういうことが明らかとなったと
いうわけでございます。

さらに、私ども警察庁の調整のもと、関係の都道府県警察において捜査を行っておったところ、このリオネル・デュモンに関する人管法違反事実等が明らかとなり、また、同人の足跡、これをい

ろいろ追っていく過程におきまして、この人物の周辺にいた外国人による不法残留事件等の違法事実が明らかとなったということで、先生先ほど御指摘のとおり、一昨日、関係警察において強制捜

引き続き捜査中ということでございまして、具体的な中身についてコメントは差し控えたいというところでございますが、いずれにいたしまして

も、最も関心を寄せるところは、このアルカイダ関係者がいかなる目的で我が国に入出国を繰り返して、どのような活動を行っていたのかということについて、その全容を解明すべく、現在、最

大隈に努力をしているということでございます。以上でございます。

○富田委員 それ以上聞いても同じ答えしか出てこないんでしょうからあれですけれども。

大臣 今説明があつたように、偽造旅券で平氣で入つてきている、また外国人登録もされていゝる、こういつたことがさつさとやられるようである、

は、幾ら警備体制を強化しても、やはりどこかにいるんじゃないかという国民の不安というのは解消できないと思うんですね。治安の回復が言われて久しいですけども、小泉内閣としても、治安回復に全力を挙げていくんだというふうにつづつとやってきております。今回のこのアルカイダ関連の捜索等も含めて、治安回復の最終責任者はやはり大臣だということに思いますが、それに警察庁も含めて、法務大臣として治安回復に向ける大臣の御決意を伺って、質問を終わりたいと思います。よろしくお願いいたします。

○野沢国務大臣 日本にとって今一番緊急、重要な事案について御質問をいただきました。

私が昨年、法務大臣を拝命いたしましたとき、小泉総理から、日本を世界一安全な国と言われた状況に戻してほしいと。もう失われているという御認識ですね。政治では、G8の一員として世界に声をかけられる。経済では、世界第二の経済大国、個人的にも立派な所得の水準にあります。そしてまた、国民共通の関心である福祉についても長寿世界一という立派な実績が続いているにもかかわらず、治安関係だけは坂道を転げ落ちるようになっています。こういう状況がここ近年続いていたわけでございます。

私を法務大臣に命じましたときも、小泉総理からの第一の特命が、この治安回復でございます。そして、小泉内閣が発足しましたときの基本方針の一つ、二番目に、日本の治安を回復しようというのを内閣全体の方針としても取り上げておるわけでございます。

これを受けてまして、我が国の治安回復をどうするか、特にその中でも外国人による犯罪が目立ってやはりふえているということもございまして、昨年十二月には、総理が主宰して、全閣僚を構成員といたします犯罪対策の閣僚会議におきまして、犯罪に強い社会実現のための行動計画を策定しまして、まず第一に、国民がみずからの安全を確保するために活動しておられるわけで、それを支援していこう、やはり地域の連帯を強化する

というのを挙げておりますし、二番目に、犯罪の生じにくい社会環境の整備を整えよう、また三つ目は、今御指摘のように、水際対策を初めとした各種犯罪対策という三つの視点を前提に広範な施策を展開していこうじゃないか、こういう状況になっております。

このうち、国際協力に関しましては、国際捜査共助の充実と条約締結の検討のほかに、多面的な見地から外国関係機関との連携の強化のための諸施策が策定されておまして、この法案の御提案もその一環でございます。法務省といたしましては、同計画を具体化し、国境を越える犯罪が増加する事態に有効に対処するためには、諸外国との捜査協力を一層推進することが不可欠であると考えております。この法案によりまして、日米刑事共助条約を批准することになれば、米国の関係で共助の範囲が広がり、迅速に共助の要請や証拠の授受を行うことが可能となるために、まさに、我が国の犯罪捜査の円滑な遂行、ひいては治安の回復に資すること多大なものがあると考えております。

法務省といたしましては、国際協力を含めて、引き続き、同行動計画の具体化と推進のため、関係部局を挙げて治安の回復に全力を尽くす決意であります。

なお、先ほど御指摘のありました偽造旅券の問題につきましては、鑑識機器の増強と要員の手当て、さらには、将来予想されておりますバイオメトリックスの旅券の導入等につきましても前向きに取り組んでいきたいと考えております。

○富田委員 ありがとうございます。終わります。

○柳本委員長 御苦労さま。

次回は、来る六月一日火曜日午前九時四十五分理事会、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後二時八分散会

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律案

国際捜査共助法及び組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部を改正する法律

(国際捜査共助法の一部改正)

第一章 国際捜査共助法(昭和五十五年法律第六十九号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

国際捜査共助等に関する法律

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条―第四条)

第二章 証拠の収集等(第五条―第十八条)

第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送(第十九条―第二十二条)

第四章 外国受刑者の拘禁(第二十三条―第二十六条)

附則

第一章 総則

第一条 第一号中「証拠を提供すること」を「証拠の提供(受刑者証人移送を含む)」をすること」に改め、同条に次の一号を加える。

四 受刑者証人移送 条約により刑事手続における証人尋問に証人として出頭させることを可能とするために移送すべきものとされている場合において、刑の執行として拘禁されている者を国際的に移送することをいう。

第二条 第二号中「共助犯罪」を「条約に別段の定めがある場合を除き、共助犯罪」に改め、同条第三号を削り、同条第四号中「については」の下に「条約に別段の定めがある場合を除き」を加え、同条を同条第三号とする。

第三条 第三号中「緊急その他特別の事情がある場合において、」を「条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において、」に改め、同条に次の一項を加える。

二 要請が条約に基づいて行われたものである場合において、日本国が行う同種の要請に応ずる旨の要請国の保証がないとき。

第五条の次に次の章名を付する。

第二章 証拠の収集等

第五条 第一項中「第二号各号(前条の規定による送付を受けた場合にあつては、第二号第一号、第二号又は第四号)」を「受刑者証人移送以外の共助の要請について、第二号各号(第三号第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二号各号又は前条各号)」に改め、同条に次の一項を加える。

三 法務大臣は、第一項に規定する措置その他の共助に関する措置を採るため必要があると認めるときは、関係人の所在その他必要な事項について調査を行うことができる。

第八条 第三項中「前二項を」第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

三 検察官又は司法警察員は、前二項の規定により収集すべき証拠が業務書類等業務を遂行する過程において作成され、又は保管される書類その他の物をいう。以下この項において同じである場合において、当該業務書類等の作成又は保管の状況に関する事項の証明に係る共助の要請があるときは、作成者、保

管者その他の当該業務書類等の作成又は保管の状況に係る業務上の知識を有すると認める者に対し、当該要請に係る事項についての証明書の提出を求めることができる。

4 検察官又は司法警察員は、前項の規定により証明書の提出を求めるに当たっては、その提出を求める者に対し、虚偽の証明書を提出したときは刑罰が科されることがある旨を告知しなければならない。

第九条を次のように改める。

(罰則)

第九条 前条第三項の規定による証明書の提出を求められた者が、虚偽の証明書を提出したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。ただし、その者の当該行為が刑法明治四十年法律第四十五号の罪に触れるときは、これを適用しない。

第十七条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項中「及び第四号」を削り、同項の次に次の一項を加える。

3 国家公安委員会は、第一項に規定する措置を採るため必要があると認めるときは、警察庁の職員に係る関係人の所在その他必要な事項について調査することができる。

第十七条を第十八条とする。

第十六条中「この法律を」の章に改め、同条を第十七条とする。

第十五条第一項中「法務大臣は、」の下に「要請が第四条第一号に該当するものと認めて共助をしないこととするとき、」を加え、「第十三条第五項」を「第十四条第五項」に改め、同条を第十六条とし、第十一条から第十四条までを一項ずつ繰り下げる。

第十条中「第二号第四号」を「第二号第三号」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、条約に別段の定めがある場合には、この限りでない。

第十条を第十一条とし、同条の前に次の一条

を加える。

(証人尋問の請求)

第十条 検察官は、次の各号のいずれかに該当する場合には、裁判官に証人尋問を請求することができる。

一 共助の要請が証人尋問に係るものであるとき。

二 関係人が第八条第一項の規定による出頭又は取調べに対する供述を拒んだとき。

三 第八条第三項の規定による証明書の提出を求められた者がこれを拒んだとき。

第三章 国内受刑者に係る受刑者証人移送

送

(受刑者証人移送の決定等)

第十九条 法務大臣は、要請国から、条約に基づき、国内受刑者(日本国において懲役刑若しくは禁錮刑又は国際受刑者移送法(平成十四年法律第六十六号)第二条第二号に定める共助刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)に係る受刑者証人移送の要請があつた場合において、第二条第一号若しくは第二号又は次の各号(第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合にあつては、第二条第一号若しくは第二号、第四条第一号又は次の各号)のいずれにも該当せず、かつ、要請に応ずることが相当であると認めるときは、国内受刑者を移送する期間を定めて、当該受刑者証人移送の決定をするものとする。

一 国内受刑者の書面による同意がないとき。

二 国内受刑者が二十歳に満たないとき。

三 国内受刑者を移送する期間として要請された期間が三十日を超えるとき。

四 国内受刑者の犯した罪に係る事件が日本国の裁判所に係属するとき。

人移送の要請があつた場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

3 法務大臣は、第一項の決定をしたときは、国内受刑者が在監する監獄の長に対し、当該決定に係る引渡しを命ずるとともに、当該国内受刑者にその旨を通知しなければならない。

(引渡しに関する措置)

第二十条 法務大臣は、前条第三項の規定による命令をしたときは、外務大臣に受領許可証を送付しなければならない。

2 外務大臣は、前項の規定による受領許可証の送付を受けたときは、直ちに、これを要請国に送付しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、第三条第一項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、要請国への受領許可証の送付は、法務大臣が行うものとする。

4 前条第三項の規定による命令を受けた監獄の長は、要請国の官憲から受領許可証を示して国内受刑者の引渡しを求められたときは、国内受刑者を引き渡さなければならない。

5 前項の規定により国内受刑者の引渡しを受けた要請国の官憲は、速やかに、国内受刑者を要請国内に護送するものとする。

(国内受刑者の移送期間の取扱い)

第二十一条 国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間(身体拘束を受けていなかった期間を除く)は、刑の執行を受けた期間とみなす。

(監獄法の特則)

第二十二條 第二十条第四項の規定により国内受刑者を要請国の官憲に引き渡す場合には、監獄法(明治四十一年法律第二十八号)第二十八條第二項及び第五十五條の規定は、適用しない。

2 監獄法第五十六條及び第五十七條の規定

は、第二十条第四項の規定により要請国の官憲に引き渡した国内受刑者の遺留物について準用する。

第四章 外国受刑者の拘禁

(外国受刑者の拘禁)

第二十三条 検察官は、外国受刑者(外国において懲役刑若しくは禁錮刑又はこれらに相当する刑の執行として拘禁されている者をいう。以下同じ。)であつて日本国の刑事手続において証人として尋問する旨の決定があつたものについて、受刑者証人移送として当該外国の官憲から当該外国受刑者の引渡しを受けたときは、あらかじめ発する受入移送拘禁状により、当該外国受刑者を拘禁しなければならない。

2 逃亡犯罪人引渡法(昭和二十八年法律第六十八号)第六条第一項から第三項まで及び第七條並びに刑事訴訟法第七十一条、第七十三條第三項、第七十四條及び第二百二十六條の規定は、前項の受入移送拘禁状により外国受刑者を拘禁する場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(外国の官憲への引渡し)

第二十四條 受刑者証人移送として外国の官憲から引渡しを受けた外国受刑者については、その引渡しを受けた日から三十日以内に、これを当該外国の官憲に引き渡さなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事由によりこの期間内に外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡すことができない場合には、この限りでない。

2 検察官は、前項の規定により外国受刑者を当該外国の官憲に引き渡す場合において必要があるときは、前条第一項の受入移送拘禁状により、検察事務官、警察官、海上保安官又は海上保安官補に当該外国受刑者の護送をさせることができる。この場合においては、刑事訴訟法第七十四條の規定を準用する。

(外国受刑者の拘禁の停止)

第二十五条 検察官は、病気その他やむを得ない事由がある場合に限り、受入移送拘禁状により拘禁されている外国受刑者を医師その他適当と認められる者に委託し、又は外国受刑者の住居を制限して、拘禁の停止をすることが出来る。

2 検察官は、必要と認めるときは、いつでも、拘禁の停止を取り消すことができる。

3 逃亡犯罪人引渡法第二十二條第三項から第五項までの規定は、前項の規定により外国受刑者の拘禁の停止を取り消した場合について準用する。この場合において必要な技術的読替えは、政令で定める。

(逃走罪等の特則)

第二十六条 第二十三條第一項の規定により拘禁された外国受刑者については、裁判の執行により拘禁された未決の者とみなして、刑法第九十七條若しくは第九十八條又は第百二條(第九十七條又は第九十八條の未遂罪に係る部分に限る。)の規定を適用する。

(組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律の一部改正)

第二条 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成十一年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 第一項第八号を削り、同条第二項中「同項第八号又は」を削る。

第六十一条 ただし書中「緊急その他特別の事情がある場合において」を「条約に基づき法務大臣が共助の要請の受理を行うこととされているとき、又は緊急その他特別の事情がある場合において」に改め、同条に次の一項を加える。

2 前項ただし書の規定により法務大臣が共助の要請の受理を行う場合においては、法務大臣は、外務大臣に対し、共助に関する事務の実施に関し、必要な協力を求めることができる。

第七十三条 中「国際捜査共助法」を「国際捜査

共助等に関する法律」に、「及び第七條第一項」を「及び第三項並びに第七條第一項」に、「第三條、第八條第二項」を「第八條第二項」に改める。

附 則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。ただし、第一條中國際捜査共助法に第三章及び第四章を加える改正規定並びに附則第三條及び第五條の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二條 この法律は、この法律の施行前に犯された犯罪に係る外国からの共助の要請及び国際刑事警察機構からの協力の要請についても、適用する。

(監獄法の一部改正)

第三條 監獄法(明治四十一年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一條 第一項第四号及び第九條中「又ハ拘禁状」を「拘禁状又ハ受入移送拘禁状」に改める。

(検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法の一部改正)

第四條 検察官の取り調べた者等に対する旅費、日当、宿泊料等支給法(昭和二十四年法律第五十七号)の一部を次のように改正する。

第一項中「国際捜査共助法」を「国際捜査共助等に関する法律」に、「第三項」を「第五項」に改める。

(刑事補償法の一部改正)

第五條 刑事補償法(昭和二十五年法律第一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一條を加える。

(国内受刑者に係る受刑者証人移送をした場合における補償)

第二十八條 国際捜査共助等に関する法律(昭和五十五年法律第六十九号)第十九條の国内

受刑者に係る受刑者証人移送をした場合において、当該国内受刑者が受刑者証人移送として移送されていた期間における身体の拘束は、日本国による刑の執行とみなす。

理 由

刑事に関する共助に関する日本国とアメリカ合衆国との間の条約の締結に伴い、国際捜査共助の手続及び要件の特例を設けるとともに、国際捜査共助等の円滑な実施を図るため、受刑者証人移送制度に関する規定その他の所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

平成十六年六月十六日印刷

平成十六年六月十七日発行

衆議院事務局

印刷者 国立印刷局

D